

平成27年第2回東大和市議会定例会会議録第14号

平成27年6月22日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

7番 森田憲二君

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	広沢光政君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部副参事	遠藤和夫君
秘書広報課長	鈴木尚君	保険年金課長	嶋田淳君

課 税 課 長 矢 吹 勇 一 君  
子育て支援課長 高 橋 宏 之 君  
子ども生活部 井 上 誠 二 君  
副 参 事  
市民生活課長 田 村 美 砂 君  
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君  
中央公民館長 尾 又 恵 子 君

産業振興課長 乙 幡 正 喜 君  
保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君  
青 少 年 課 長 中 村 修 君  
都市計画課長 神 山 尚 君  
建 築 課 長 中 橋 健 君  
選挙管理委員会 塚 原 健 彦 君  
事務局長

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○副議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 二宮由子君

○副議長（中間建二君） 6月19日に引き続き、5番、二宮由子議員を指名いたします。

○5番（二宮由子君） おはようございます。金曜日に引き続き再質問をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

ネット速報のあり方については、開票速報を市のホームページに掲載されているとの御答弁をいただきました。そこで、今回の市議・市長選に関しまして、ネットでの開票速報の状況について伺います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今回の開票速報につきましては、選挙管理委員会が発表いたします開票速報を午後9時半から30分ごとに市のホームページ上でお伝えするための速報用のフォームを用意いたしまして対応する予定でしたが、ホームページへのアクセス集中により閲覧障害が発生したということがございます。この事態を受けまして、急遽代替措置としてツイッター上で開票速報としてお伝えしたという状況でございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） ホームページへのアクセスが集中して閲覧ができなくなったためにツイッターで対応されたとの御答弁でした。

じゃそのアクセスなんですけれども、どの程度のアクセス数が集中したからその閲覧ができない状態に陥ってしまったのか、また何時ぐらいから、9時半からホームページ上で開票速報を送信、発信する御予定だったと思うんですけれども、何度ごろからどのくらいの間、閲覧ができなかったのか、またアクセスというのが集中するということが事前に想定されていなかったのか、3点について伺います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 今回の保守管理業者からのアクセス解析レポートによりますと、通常時の8倍を超えるアクセスが集中したことによる閲覧障害が発生したということございました。

次に、閲覧障害の時間帯につきましては、午後9時40分ごろから午前1時30分過ぎまでのおおむね4時間ほど閲覧できない状態であったという報告でございます。これは私どものツイッターによる速報の発信時刻から検証いたしましても、このような時間帯であったと認識しております。

次に、この事態の想定についてでございますが、今回のアクセス集中につきましては、多少ホームページがつながりにくい状況はあるかもしれないということは想定しておりましたが、サーバーがダウンし、データセンターでの再起動が必要な状態にまで今回はなりました。そこまでのアクセス集中については、残念ですが想定外でございました。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 1点目のアクセスの集中についてですけども、今御答弁だと、通常時の8倍を超えるという御答弁でしたが、8倍を超えるということは、例えば10倍であったりとか20倍であったかもしれないということですね。その8倍を超えた時点でもうカウントができなかったということなんですか。というこ

とは、正確なアクセス数というのは確認できなかったのでしょうか。伺います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 先ほど8倍を超えるという表現をさせていただきましたのは、その段階で実際アクセスログを解析するサーバーのほうが大ダウンという状況でしたので、実際は8倍を超える数がアクセスはされていたというところですが、数字としてはつかめていない状況でございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 次のその閲覧できなかった時間なんですけれど、おおむね4時間ほどということでしょうか。ということは、午後9時から開票が始まって、市議会議員選挙では翌日の午前2時9分が確定時間ですから約5時間ぐらいですか、その開票にかかった時間が。そうすると、4時間ほど閲覧ができなかったということは、今回の選挙で市のホームページにおける開票速報というのは全く機能しなかったということですね。そういうことでよろしいのでしょうか。確認させてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 先ほど、代替措置としてのツイッター上での速報はお送りできたという状況でございますが、ホームページ上での速報は今回は皆さんにお伝えすることはできませんでした。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） それでは、3点目のアクセス集中は想定されていなかったということですが、想定外であったということでしょうか。当然、想定されていたら、このような緊急事態には素早く対処していただいて、長時間、4時間ですか、おおむね4時間、そのホームページが閲覧できなくなってしまうということにはならないでしょうか、想定外であったのだということはおおむね想像はできると思います。

そこで、統一地方自治体選挙が実施された本市以外の他市の状況を伺いたいんですけれども、本市と同様に、アクセス数が集中されたことによって他市ではホームページへの閲覧ができなくなってしまうという市があるのでしょうか。伺います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 私どもで確認したところ、他市ではそのような状況は発生してございません。市長選が行われました東大和を含めた6市の中でも、清瀬市が一番容量としては小さい運用をしているところなんですけど、ホームページの容量が一番小さいんですけれども、こちらでもアクセスの数としては通常の2倍程度というような数字を伺っているところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） インターネットを使った選挙運動というのができるようになって、有権者がより多くの情報をインターネットから得られるようになりました。今回のアクセスの集中によって閲覧というものができないという状況を市として受けまして、今後ホームページ上で開票状況、もちろん速報を発信するに当たって、今回の教訓を生かしてどのような改善策というのが講じられたのか伺います。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 私どもといたしましても、今回、公式ホームページで市民の皆様に開票速報をお伝えできなかったことに関しましては重く受けとめまして、選挙翌日の月曜日には保守管理の委託先に今回の事象の検証並びに報告を求め、早速今後の対応の検討に入りました。保守管理業者側でも私どもと同様に問題意識を持っていただけましたことから、今後は通常の保守管理委託の中で、疑似オートスケールと申しますが、臨時的な対応をしていただくこととなりました。

その内容といたしましては、事前に今回のようにアクセスが集中する日程を連絡調整しておくことでサーバーのスペックを臨時的に増強いたします。そのことによりアクセス集中に耐え得る環境を確保するものでございます。

なお、その増強に当たってのスペックにつきましては、その都度調整することとなっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 翌日ですか、対応していただいて、サーバーのスペックを増強されるということですが、そのスペックなんですけど、増強されるスペックなんですけど、その都度調整されるという御答弁でしたが、今回のケースでも8倍以上ですか、アクセスが、要するにどのぐらいのアクセス数があったのかというのは正確な数字がわからないこともありますし、また次回の参議院選挙から選挙権の年齢が現在の20歳以上から18歳以上に引き下げられますので、もちろんインターネットで開票状況を閲覧する有権者というのがふえるという可能性もありますし、ですので、ぜひともこの4年後の統一地方自治体選挙、また行われますけれども、そのときには今回以上にアクセスが集中するということが予測できますよね。なので、今回の教訓を生かして、ぜひともアクセス集中によってホームページが閲覧できなくなるという状況がないように、余裕を持った調整を図っていただきたいと思います。これは要望といたします。

次です。今後の課題についてです。

開票の迅速化に取り組んでいくという御答弁をいただきました。この開票の迅速化なんですけれども、当市の開票の遅さというのは残念ながら今回に限ったことではなくて、以前から選挙のたびに指摘をされています。その都度、もちろん丁寧で慎重な対応をされているということはわかりますけれども、じゃそれでは他の自治体、当市以外の自治体が開票のスピードアップを優先してぞんざいかというと、そのようなことは決してありません。皆さん一生懸命慎重に取り組んでおられます。ではじゃ一体当市の何が原因で、何が問題なのかということをしつかりと検証して改善を図る必要があると思うんです。

先ほども申し上げましたとおりに、先ほどというか先週ですね、金曜日に申し上げましたとおりに、開票に対する姿勢ですとか、早く開票結果を出そうというその開票事務従事者の方の取り組む姿勢というんですか、そういうものが残念ながら他市よりも劣っていることが開票のおくれにあらわれているのではないかと私は思っています。

そこで、その開票事務従事者の方に対して、特に開票作業の経験が余りない方というのは、当日現場で自分が何をどうしたらいいのかということがわからなくて、うろろろと無駄な動きが多くて作業効率が上がらない状況があると思うんです。ですので、事前にしっかりと説明する必要があると思います。開票事務従事に対する説明をしっかりとする必要があると思うのですが、どのようなレクチャー、説明をされていたのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 開票従事者に対するレクチャーはという御質問ですが、これまでは事前に開票従事者を集めて説明会等を行うということは実施しておりません。作業内容を説明してあるマニュアルを事前に配る程度でございます。今後はいろいろと工夫が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁されたマニュアルというのは、手引きというものでしょうか。手引きですから心得ですとか、手順というものが手引きですから示されてると思うんですけれども、一般論ですよ、一般的に申し上げると、事前に配られた資料——配付物ですか、に関してしっかりと熟読して、内容を深く配られただけで深く理解できるという方は余りいらっしゃらないのではないかと思います。この選挙の開票というものは通常では経験できない業務ですから開票事務従事者の心得や手順などは事前にしっかりと説明が必要であると私は思います。

また、例えば選挙管理委員会として、じゃ零時までには確定を出しましょう、皆さん零時までには開票を出せるように一丸となって頑張りましょうというような、開票確定時間の目標というものを掲げて、実際に当日の現場では係のリーダーの方が開票事務従事者のモチベーションが上がるような言葉かけ、いいね、頑張ってるねみたいな形の言葉かけを行うことで、その開票作業というのは大幅に短縮されるのだと思います。開票が最も早い府中の取り組みという事例をよく取り上げられますけれども、そこまで極端に早くなくとも、開票開始の午後9時から遅くとも翌日の零時ぐらまでの3時間で開票結果、確定得票が出せるように今回のおくれた要因をしっかりと検証して、金曜日にも申し上げました自動読み取り分類機を活用した開票の迅速化や開票事務従事者の意識改革をぜひとも図っていただいて、東大和市は開票結果が早いねと言われるような改善策をぜひとも講じていただきたいんですが、その開票事務従事者の意識改革の観点から、今後の課題について御見解を伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） ただいま議員が御指摘されました発破をかけるというところがやはりちょっとポイントになるかな、キーポイントになるかなと考えております。また、そのような形をとっているところもあるように聞いておりますので、今後の迅速化を検討する中で、そういった先輩職員ですとか、そういった管理職ですとか、そういった立場の職員が若手職員に発破をかけていく、モチベーションを上げていくというような形がとれるような環境をつくっていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひともモチベーションが上がるような、庁内全体の連携というんでしょうか、取り組んでいただきたいと思います。お願いいたします。

次に、選挙公報についてです。

現状及び対応についての御答弁では、投票日の3日前までに全戸配付が完了されて、また初めて市のホームページで選挙公報が掲載されたということを伺いました。

そこで、投開票の状況についてでも私申し上げましたとおり、期日前投票を御利用されるという方が回を重ねるごとに増加傾向にありますので、全戸配付されたのが投票日の3日前ということは木曜日でしょうか、最終的に完了されたのが。そうなりますと、選挙公報が手元に届く前に投票された方というのがたくさんいらっしゃると思います。

そこで、現状の選挙公報掲載分の申請から印刷、全戸配付までの作業工程を伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 作業工程という御質問でございますけれども、告示日、今回で申しますと4月19日でございますが、この告示日の午後5時まで、立候補届け出の受け付けがございますので、5時にといいますか、そのタイミングで印刷業者に原稿をとりこさせていただきます。庁内では、午後5時30分から選挙管理委員会を開催いたしまして、選挙公報の掲載順序を定めるくじを行い、その掲載順序を確定いたします。掲載順序を印刷業者に連絡をいたします。印刷業者は、ダイレクト印刷で行いますので、それでサンプルを作成し、確認作業、チェック等をメールでやりとりをいたします。月曜日、翌日の朝一番で印刷を開始し、同じ月曜日の午後には納品をいたしております。

市役所に納品された公報につきましては、期日前投票所と市内11カ所の市の施設に保管箱に入れて設置をしているところでございます。

市役所とは別便でポスティング業者に納品された公報は、月曜日一日はポスティングができるように、投函ができるように折り作業というんでしょうか、そういった加工を行いまして、火曜日からポスティングを始め

まして全戸配付を行っているところでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今伺った作業工程の中で、全戸配付のポスティングですけれども、月曜日にポスティング業者が折りの作業をするということですか。ということは、火曜日から木曜までの火、水、木、3日間で全戸配付されたということよろしいんですね。そうしますと、日曜日に、夕方5時までが届け出の締め切りですからそれが済んで印刷業者が選挙管理委員会のほうにとりにきてくださる。それから、さまざまなメールでやりとりをして、確認をして、印刷をされて、月曜の午後印刷が仕上がるということ。

このようにさまざまな、いろいろな方の御尽力でスピーディーに、要するに締め切り日曜日の夕方なのに、もう月曜日の夕方には印刷が仕上がっているという、そのようにスピーディーに取り組んでいただいているのに、全戸配付のポスティングに3日間というのはちょっと日数がかかり過ぎると私は思うんですが、そこで、今回のポスティングに関して何者に委託をされたのか伺うのとあわせて、全戸配付完了までの日程について契約書ではどのような内容で交わしていられるのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長(塚原健彦君) 契約を結んだポスティング業者は1者でございます。先ほどと重複するような答え方になりますが、契約内容につきましては、月曜日といいますか、折り加工、畳み折りする加工は1日とします。それから、3日以内に全戸配付ができるように、それから苦情等があった場合には2時間以内で対応するようというものが主な契約内容でございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) そうしますと、この契約内容で、例えば3日以内にというところを2日以内という契約にすれば、委託先の業者というのは人員をふやす対応もしてくださるでしょうし、今回この1者で3日間かかりましたので、例えば市内を3分割して3者に委託をすれば1日で完了する計算になりますよね。このように、市民に一日でも早く、また期日前投票を御利用される方がふえていらっしゃいますので、一日でも早く選挙公報をお届けしたいという気持ちがおありになるのならば、今申し上げたような柔軟な対応ができると思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長(塚原健彦君) 市議・市長選挙につきましては、選挙運動期間が7日間という、選挙の中で一番短い期間でございますので、私どもとしても、より早く市民の方に選挙公報が届くよういろいろと考えているところでございます。

契約のありようということになってまいりますので、議員から御提案いただいた内容については吟味いたしたいと思っておりますけれども、3日間で2日間にということは、契約条件を詰める中では不可能ではないと考えております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) ぜひ、ポスティング業者も業者ですから利益も考えると思いますし、また今市報も実は新聞折り込みですけれども、市報も例えば全戸配付を将来的に考えていらっしゃるようでしたら、それも視野に入れた契約というんでしょうか、そういうことを検討していただければ、ポスティング業者も年間しっかりと期間が決められた仕事を請け負う、委託の中で選挙に関してもぜひともお願いしたいということの無理をお願いできるというか、無理も聞いていただけるような形で進めていただければと思います。

次に、障害のある方々への情報提供についてです。

当市では音声版の選挙公報の発行は行っていないというふうに御答弁をいただきました。私自身、平成19年

の第1回の定例会、そして、平成23年の第2回の定例会と、市議・市長選挙にあわせて音声版選挙公報の必要性を明らかにして、要望だけでなく、他の自治体の取り組みの事例ですとか、申請の手の用紙なども選挙管理委員会にお持ちをして情報提供もさせていただきました。これは次回の選挙の、4年後の、そのときの質問をした当時の次の選挙には実現できるような、ぜひともお願いしたいという気持ちも込めて働きかけを行ってまいりましたが、非常に残念なんです、調査、研究ばかりで一向に進みません。現状維持、要するに音声版の選挙公報の発行を行っていないという現状維持が続いています。

平成27年3月の予算委員会でもこの件について確認をさせていただいたように、今回の市議・市長選挙も、残念ながら、またもやというんでしょうか、音声版の選挙公報の発行は見送られました。

そこで、平成19年から、私がこれはお願いをさせていただいてる期間なんですけれども、現在までの約8年間の長期にわたって、市としてどのような調査、研究、またどのような検討を行って、結果として、発行できなかったその要因は何だったのかを伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 調査、検討という点につきましては、26市で選挙管理委員会連合会というものをつくっております、2年に一度、資料集を作成しているという中で、何市が取り組んでいるか、あるいは取り組んでいる市に対してどのような業者をお願いをしているのか、あるいはチェック体制はどのようなかといったところをる確認してはおります。

ただ、当市として取り組みがもたついているというお叱りを受けてるわけですが、先ほども申しましたとおり、我々といたしまして、7日間しかない選挙運動期間中にいろいろなお問い合わせが殺到する傍ら、期日前投票所の管理、対応もするという、そのような状況下で、録音してもらった市議・市長候補者、ざっと30人程度の方々になると思いますが、そういった録音状況を担当でチェックをかけ、係長レベルでチェックをかけ、私のところでチェックをかけるということへの警戒感とか、もっと言ってしまうと怖さのようなものがあつたということが実際のところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） もちろん、録音状況の確認というのも非常に大切であると思っておりますけれども、じゃ何で他市はできてるんでしょうか。同じ状況ですよ。その26市の連合会でさまざま他市の状況も確認していただいていると思うんですけども、じゃそれは後ほど他市の状況がありますので伺いますけれども、じゃ今回の平成27年4月26日執行の市議・市長選において、市としては声の選挙公報は発行しませんでした、視覚に障害をお持ちの方々への選挙公報に関する情報提供の対応、何らかの情報提供の対応について、市として把握してるものがあるようでしたら伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 私どもで、お話を聞いたというレベルでございますけれども、市内のボランティアサークルの方が自主的に紙ベースの公報をお読みくださった、音読してくださったという音声版公報を作成されたという情報は得ております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今回、音声グループの御厚意、御協力によって、あくまでもお試しなんですけれども、お試しという形でCDに録音された音声版選挙公報、選挙のお知らせというものが実現をされました。御希望された視覚に障害をお持ちの方々へ送付をしていただいたんですけども、これ、長年御要望のありました音声版選挙公報が選挙のお知らせですか、市内で初めて作成されたという非常に喜ばしい事例でありますけれども、御希望された当事者の方が、実はこれ、送付をしていただいたので、郵送料のお支払いというものが発生して



しまつて、郵送料をお支払いしなければならなかつたというこの必要経費の件で課題が残つたというのも事実です。

本来であれば、選挙公報というのは公費で有権者に配付されるべきものでありますので、行政が率先して進めなければならなかつたものを市民の連携によって実現されたものに対し、市はその情報はわかつたけれども、何も対応していなかつたというのが私自身は非常に残念でなりません。

そこで、今後は音声版選挙公報、選挙のお知らせというものを選挙管理委員会として早急に対応していただいて、もう既に長年、26市の連合会などでも確認をしていただいて、私もさまざま情報も提供させていただいてますので、検討もされているでしょうから、一日も早く実現できるようにお願いをいたします。これは要望といたします。

次に、他市の状況はについてです。

市長の御答弁では、平成23年4月の統一地方選挙の状況として、26市中16市が音声版選挙公報を作成しているという御答弁をいただきました。それでは、直近の平成27年4月の統一地方選挙での他市の状況を伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 議員からも御指摘いただきましたとおり、市長答弁の中で26市中16市が作成していると。引き算しますと、取り組んでいない市が10市あつたわけでございます。私どもで聞いているところでは、そのうちの2市が新たに音声版作成に取り組んだと聞いております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうなりますと、当市を含め残り8市がこの音声版選挙公報にまだ取り組んでいられないということですよ。では、当市以外の未実施の7市の取り組みが進んでいないのは、なぜ進んでいないのかという状況を伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 他市についても16市、18市がつくっているというような状況を認識はしているようでございますが、それぞれの市にとっては御要望や、あるいは音声版のニーズがないという状況のようでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今他市ではニーズがないというふうにおっしゃっていますけれども、2013年、平成25年6月19日に、実は障害者差別解消法というのが成立しました。これは、障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけないですとか、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすることですとか、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないということを定められた法律です。これの施行が2016年、平成28年、来年から施行となります。これによって障害のある人とない人の平等な機会の確保が求められておりますので、音声版選挙公報の発行も義務化されるというふうには私は考えています。

そこで当市として、次回平成31年4月の統一地方選挙では、音声版の選挙公報を市として初めて、初めてですよ、市としてですからね、初めて作成ができるのか、実現可能なのか、また今後どのように進めていかれるというふうにお考えになるのかを伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 私どもといたしましては、4年後の市議・市長選では、音声版の作成に取り組みたいという考えを持っております。いろいろと、収録をどのような団体にするのか、あるいは作成をどのような委託をしていくのか、現実的に他市状況を改めて確認し、情報収集いたしまして、それを一つ一つマニュアル化することで、選管職員の動きがあつても後任者がそのまま取り組むことができるような体制

を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 他市状況を改めて確認とおっしゃってますけど、もう確認されてますから、ぜひ、他市状況はこれ、実施されている、市の取り組みに対する確認もぜひとももう一度していただきたいんですが、確認をしながら取り組みを、次回はぜひできるように取り組みを進めてください。

今後の課題についてに移ります。

4年後の市議・市長選挙での音声版選挙公報の実現に向けて、これは市長答弁では調査、研究を進めるとの市長の御答弁でした。今までいろいろと申し上げてまいりましたとおり、もう既に長い年数、年月をかけて調査、研究をされておりますし、確認もされています。法律も来年施行されますし、また他市の状況でも、取り組んでいない市が当市を含めて残り8市になり、中でも、ニーズがないから取り組んでいないという市もあります。そういうニーズがないからということは、必要性がないというふうに他市では感じていらっしゃるから進んでいない市もありました。ということは、逆に考えると、必要性があればすぐにでも取り組むということにつながるというふうに言えます。

当市は、何年も前から要望があり、もちろん要望がありますからニーズもありますよね、必要性は十分にあるともちろん選挙管理委員会の方も御理解いただけてると思いますが、もう時既に調査、研究という悠長なことを言っている場合ではありませんので、ぜひとも4年後の市議・市長選挙には音声版の選挙公報を実施いただけるように、今選挙管理委員会事務局長からは他市の状況をまた再度確認しながら進めていきたいという御答弁もいただきましたけれども、今までいろいろとやりとりをさせていただいた中の選挙管理委員会というのは、市長から独立した地位や権限を有する行政委員会であることも十分承知しておりますが、新たな事業というものを実施するに当たっては予算が伴うものでありますので、予算の権限というのは市長にあります。ですから今回この場では、予算編成の観点から最後に市長の御見解を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 音声版の作成についてということでございます。

非常に長期間にわたって調査、研究をさせていただいております。その中には、やはり実現に向けて困難なこともあるので調査、研究が長引いているということもございしますが、必要であるということを確認できる状況だとは思っておりますので、次回の市議・市長選では同じ質問をされないように実現をしたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 私も同じ質問をさせていただかないように、ぜひ取り組んでいただけるようお願いいたします。

当市の選挙管理委員会は、開票や新たな取り組みなど、全てにおいて対応が遅いというわけではありません。一つ例を申し上げれば、以前、視覚に障害をお持ちの方から、点字以外の投票で、自分自身で投票用紙に記載をして投票したいという要望を受けて、平成19年4月執行の都知事選挙から各投票所に筆記用枠を御用意していただいております。

このように、全てにおいて他市の状況を長年にわたって調査、研究をしながら進めているというわけではなく、新しい取り組みに対しても常に慎重ではありますが、他の自治体に先んじて、改善を急ぐべき課題に対して、少ない人数、人員体制の中で迅速な対応をさせていただいた事例もありますので、今回の音声版の選挙公報ですが、長年にわたり視覚に障害をお持ちの方からの要望もありますので、ぜひとも次回の4年後の市議・市

長選挙での実施、実現を強く要望いたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 尾 崎 利 一 君

○副議長（中間建二君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2 番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 10時を過ぎるとこんにちはと挨拶するんだと教わりました。こんにちは、尾崎利一です。一般質問を行います。

1、国保税の引き下げや負担軽減、18歳以下と75歳以上の医療費窓口負担無料化や保険証不交付の解消など、医療を受ける権利の保障について。

①市民と国保加入世帯の暮らしの実態をどのように把握していますか。

②国保税や医療費窓口負担などの引き下げ、負担軽減を求めますが、いかがですか。

③短期被保険者証が本人の手元に届かない、事実上の無保険状態の解消を求めます。医療を受ける権利、国民皆保険を壊すものです。いかがですか。

④18歳以下の子供の医療費無料化と75歳以上の医療費半額助成制度について、市の見解を伺います。

2、オスプレイの横田基地配備や戦争法案など、市民の生命と安全を守る課題について。

①オスプレイの横田基地配備計画について、市として撤回を求めるべきと考えますが、いかがですか。

②集団的自衛権容認の閣議決定を受けた関連法整備について、3月議会で市長は、今後の国会での審議を見守りたいと答弁しました。国会に提出された法案は、日本を海外で戦争する国につくり変え、若者を殺し、殺される事態に投げ込むものです。市民の生命と安全を守る立場から、反対を表明すべきです。戦後70年、平和への決意を新たにすべき年です。明確な答弁を求めます。

この通告も含め、一連の一般質問通告は議会運営委員会に提出され、正副委員長の事前のチェックで問題はなかったとして確認されたものですが、戦争法案などという法案はないのではないかという疑問が一部出されていますので、御説明します。

通告をそのまま読めばわかるように、②で記述された集団的自衛権容認の閣議決定を受けた関連法整備のことです。具体的には、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案です。なぜこれを戦争法案と呼ぶのかです。この法案に平和とか安全とかいう言葉を使うことこそ、看板に偽りありのごまかしです。国会審議を通じて、この法案が憲法違反の日本を戦争する国につくり変えるものであることが明らかになりました。安倍政権は、国会会期を大幅に延長してごり押ししようとしています。日本共産党は会期延長に反対し、即時廃案を求めます。

潮目は大きく変わったと言われています。安倍政権による戦後最悪の挑戦、平和と民主主義破壊の挑戦を国民の圧倒的多数の世論と結んで退ける、そのために全力を尽くします。

再質問は自席で行います。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市民と国民健康保険加入世帯の暮らしの実態についてであります。我が国の経済状況は、雇用等の改善により緩やかな景気回復の状態にあると言われております。しかしながら、景気回復による賃金の引き上げは全ての被雇用者に行われているとは言えず、また国民健康保険加入世帯におきましては、非正規雇用者や年金生活者の占める割合が高く、景気回復が個人の所得の増加につながりづらい状況にあります。

こうしたことから、市民の方々の暮らしの実態につきましては、景気回復を十分に実感できない状況にある方が多いものと推察しております。

次に、国民健康保険税や医療費窓口負担についてであります。国民健康保険の健全な運営のためには、保険税や窓口負担等被保険者の方々にも幅広く一定の御負担をいただくことが必要であると考えております。

なお、低所得者の方に対しましては、減免制度による負担軽減を図っているところであります。

次に、短期被保険者証の取り扱いについてであります。短期被保険者証の窓口交付は、国民健康保険税の未納がある世帯に対して実施しております。これは、国民健康保険税の未納がある方に対し接触の機会をふやすことで適正な納税につなげる、また面談、相談を通じて未納がある世帯の状況把握を行うことで、その方の状況に応じたきめ細かな対応を図ることを目的に実施しているものであります。

なお、短期被保険者証の交付は、未納分の納税を条件としておらず、納税相談を受けていただくことで交付しております。

次に、18歳以下の子供の医療費無料化についてであります。現在市では、乳幼児が医療機関を受診したときに医療保険に係る自己負担分を市の単独助成事業を含めマル乳制度により全額助成しております。また、小学生から中学生までの児童の医療費につきましてはマル子制度により助成をしておりますが、診療1回当たり上限200円の本人負担があるとともに、所得制限により対象とならないケースがございます。

子供の医療費助成制度は自治体ごとに制度が異なることから、中学生までの児童の医療費の無料化を国の医療制度として創設するように東京都市長会を通じて東京都及び国に対して要請しているところであります。

なお、18歳以下の医療費助成につきましては多額の財源が新たに必要となりますことから、現時点では困難であります。

次に、75歳以上の医療費半額助成制度についてであります。現役世代と高齢者がともに支え合う後期高齢者医療制度におきましては、被保険者の方々にも相応の御負担をいただく必要がありますことから、75歳以上の医療費の半額助成制度の実施は現状では考えておりません。

次に、オスプレイの横田基地配備計画についてであります。市では引き続き横田基地周辺市町基地対策連絡会等から情報収集を行いまして、市の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、集団的自衛権容認の閣議決定を受けた関連法整備についてであります。現在国会におきまして関連法案の審議を行っておりますので、審議の推移を見守りたいと考えております。

平和につきましては、日本の一国だけでなく、世界の恒久平和を強く願っているものであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○2番（尾崎利一君） それでは、再質問を行います。

日本の経済の状況についてですけれども、景気回復を十分実感できない方が多いという御答弁でした。多数が実感できないのであれば、やはり景気は回復してないというふうに判断するのが普通なんではないかと思えます。実質賃金も24カ月連続で低下を続けています。

2014年の9月議会で、市民の暮らしについて伺いました。市民1人当たりの給与収入額は、1997年度は551万6,000円、2013年度が476万1,000円で75万5,000円の減額、率にして13.7%の減少、市民1人当たりの所得額は、1997年度が382万4,000円、2013年度が310万6,000円で71万8,000円の減額、率にして18.8%の減少、市民1人当たりの税額は、個人市民税所得割額で1997年度が14万4,000円、2013年度が12万円で2万4,000円の減額、率にして16.7%の減少、市民1人当たりの社会保険料負担額は1997年度が41万8,000円、2013年度が48万1,000円で6万3,000円の増額、率にして15.1%の増加と答弁されました。

これらについて、最新の数値を教えてください。

○課税課長（矢吹勇一君） では、市民1人当たりの所得金額等につきまして今お話しいただきましたが、最新の数値で私のほうからお話をさせていただきます。

今最新の個人市民税の、年度でいいますと平成26年度、こちらの数値が手元の最新の数値でございます。この内容について申し上げます。

なお、内容につきましては、所得額等につきましては一昨年前の平成25年度での所得額となりますので、御了解ください。

まず、市民1人当たりの給与収入額でございますが、476万円です。先ほどの御紹介いただきました平成9年度と比較しますと75万6,000円の減額、率にしますと13.7%の減少ということになります。

続いて、市民1人当たりの所得額についてでございますが、304万5,000円、9年度と比べますと77万9,000円の減額、率にしますと20.4%の減少となります。

次に、市民1人当たりの個人市民税所得割額についてですが、こちらが11万6,000円、9年度と比較しますと2万8,000円の減額、率にしまして14.9%の減少となります。失礼しました。率をちょっと言い間違えました。率が19.4%の減少でございます。失礼しました。

続きまして、市民1人当たりの社会保険料控除額でございます。こちらが49万7,000円で、9年度と比較しますと7万9,000円の増額です。率にしまして18.9%の増加となっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今御紹介いただきましたけれども、大変厳しい状況が明らかになっているのではないかとこのように思います。市長が認めているとおり、貧困の広がり、格差の拡大は、市政においても大変大きな課題になっていると思いますが、改めて市長の見解を伺います。

○副市長（小島昇公君） ただいま課税課長から答弁させていただきました。そして冒頭、市長から基本的な考えは述べさせていただいておりますので、かなり重複する部分がございます。

平成26年度の個人市民税の数値からは、引き続き市民1人当たりの給与収入等減少しているということが先ほどの答弁させていただいた内容でございます。こうした数値から、市民の暮らしが厳しいということは認められるという認識を持っております。

また一方で、最近の国の調査では、ことしに入って賃金の上昇割合、高くなっていると報道もなされております。景気の回復が賃金の上昇に少しずつよい影響を与えているというのも事実だと思っております。ただ、全体を通しまして、市民が景気回復を実感できる、できない状況もあるのかなという認識はしているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 経済、生き物ですから好不況というのは当然あるわけですが、日本経済の今の状

態は、単なる好不況という状況では言い尽くせない問題をはらんでいると私は思います。比較の基点に挙げた1997年——平成9年というのは、消費税が5%に引き上げられた年です。日本経済の6割を占めるのは家計消費です。その大もとの個人の所得が12%減少し、これに引きずられてGDPも10%減少してしまいました。東大和市の数値はもっと落ち込んでいます。いかに世界経済が大変だといっても、同じ15年間とってみれば、いずれも購買力平価ですけれども、ドイツやフランスではGDPは3割、5割ふやしているし、カナダやアメリカでは9割程度ふやしています。

日本のGDP縮小は、完全に経済失政によるものです。消費税増税とともに労働者派遣法などの相次ぐ改悪で雇用が破壊され、非正規雇用が急増して人件費総額が大幅に削減されたからです。大企業は同じ15年で内部留保を140兆円から280兆円以上に増やせひとり勝ちになっています。利益が滴り落ちるトリクルダウンどころか、国民、市民の暮らし破壊の上に大企業の利益が保障されているというのが現実です。市長はこの点についてどうお考えになるのか。原因がはっきりしなければ処方箋が書けません。処方箋を間違えると、市民の暮らしにさらに大きな打撃を与えることにもなりかねません。この点いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 経済の動き、いろいろな捉え方があるということを認識はいたしております。そして、平成9年、ちょうど消費税5%導入の年というお話がございましたが、平成9年から18年余りたっていて、いわゆる団塊の世代がみんな60歳定年でいえばもう定年を迎えているという状況も、平均で多いのか少ないのかということにはかなり寄与するのかなと思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市長は、3月議会の施政方針演説で安倍政権の経済政策を評価しています。今国会にも、労働者派遣法の改悪など、一層雇用を破壊し、所得を押し下げる法案が提出されています。消費税の再増税を必ずやるとする一方で、大企業には2年で1兆6,000億円の減税です。軍事費も安倍政権になってからふえ続け5兆円規模になっています。社会保障費については、小泉内閣で自然増分を毎年2,200億円ずつ削減するという破壊行為が行われましたが、今年度は四、五千億円の削減、今後はさらに切り詰める方向を政府は示しています。この経済政策を支持し、この延長線で市政に臨むのでは、市政運営を誤ることになると思います。OECDも、格差を拡大させる政策では経済成長はおくれる、中間層や低所得層に質の高い教育や保険医療などの公共サービスを拡大させる転換が必要だと指摘しました。

財政について言いますと、これまでの消費税収は総額で282兆円ですが、同じ期間に法人税収は255兆円減収です。大半が大企業減税の財源になってしまっています。また、所得税、住民税の最高税率は、1986年まで88%だったものが現在は55%です。不公平税制を正して、担税力のあるところからきちんと税金を取る応能負担の原則を回復すれば、社会保障の財源も生み出すことができると私は考えています。

そこで、②の国保税の引き下げの問題です。

国保加入世帯の71%が所得150万円以下と3月議会で答弁をいただきました。また、滞納率は15%に及ぶということでした。払い切れない国保税の実態です。所得150万円以下というのは、基礎控除33万円の控除後の金額だと思いますので、所得183万円の自営業、4人家族、35歳の場合と45歳の場合で、所得税、住民税、国保税、国民年金の額がどうなるのか伺います。

○課税課長（矢吹勇一君） ではまず私から、所得税と住民税の額について申し上げます。

なお、所得税と住民税は被扶養者の年齢によって額が変わってくるため、前提として、夫婦、子供2人の4人世帯で、35歳の場合は子供を2人とも小学生と想定しまして、45歳の場合、こちらのほうは子供を高校生と

大学生と想定した場合で申し上げたいと思います。

まず、35歳の夫婦で子供2人の場合の事業所得183万円の場合でございますが、所得税につきましては年額で2万5,500円、住民税でございますが、こちらが年額で5万9,800円となります。続いて、45歳夫婦、子供2人の場合です。こちらは所得税は非課税となります。住民税は年額5,000円となります。

以上でございます。

**○保険年金課長（嶋田 淳君）** 私のほうからは、国民健康保険税、それから国民年金保険料について答弁させていただきます。

まず、国民健康保険税でございますが、所得183万円の4人世帯、こちらは均等割、平等割の2割軽減の対象世帯となりますので、軽減後の税額ということで申し上げます。

35歳の御夫婦、お子さんお二人の4人世帯の国保税につきましては、年額で19万5,900円になります。また、45歳の御夫婦、お子さんお二人の4人世帯の国保税につきましては、こちらは御夫婦が40歳以上ということになりまして介護分も納めていただく形となりますので、年額で23万8,700円になります。

次に、国民年金の保険料であります。平成27年度は1人当たり月額1万5,590円、年額18万7,080円ですので、御夫婦お二人分の負担額は年額37万4,160円ということになります。

以上でございます。

**○2番（尾崎利一君）** 今御答弁いただきました。所得183万円という、月額で15万2,500円ということになります。税と保険料だけで、35歳で年間65万5,360円、45歳で61万7,860円払わないといけないということになります。国保加入世帯の71%はこれ以下の厳しい生活なわけです。払い切れない方が15%いるというのは、いたし方ないどころか、よく頑張って払っていただいているというくらい負担が重過ぎる、そういう認識を市は持っているでしょうか。

**○市民部長（広沢光政君）** 国民健康保険制度、この制度上、こちらにつきましては、被保険者の方、その多くを年金収入のみの方あるいはパート、アルバイト等のいわゆる非正規雇用の方が占めているという状況でございます。他の被用者保険、こういったものに比べまして、所得に対します保険料、保険税、こういった割合が高いと言われているところでございます。

そのような状況下におきましても、多くの方には適正に納税をいただいているということで、国保制度を適正に運営する上でも非常にありがたいというふうに思っているところでございます。

その一方で、少なからず滞納されてる方がいるということも事実でございますので、今後もその方の生活状況に応じた納税相談等を行いながら、適正な納税につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○2番（尾崎利一君）** 納税相談、親切に丁寧にやっていただくというのはぜひお願いしたいんですけども、大もとになる金額そのものが大き過ぎると。やはりこの問題に手をつけなければやはり納得は得られないのではないかとこのように思います。

今年度から、国は保険者支援分として1,700億円自治体に措置します。東大和市では5,900万円です。3月議会で私がこれを活用して国保税引き下げを求めたのに対して、市長は答弁で、税金から国保のほうに繰り入れるということにはやはり一定の限度があるのではないかなというふうに思っていると。国保加入者以外の他の保険加入者から納得していただくという努力も必要になるし、非常に難しいところもある、こう答弁されまし

た。

しかし、全国知事会はことしの1月8日に、持続可能な国民健康保険制度構築に向けた緊急要請というものを行っています。この中で、被用者保険と比べて極めて重い保険料負担率を可能な限り引き下げて、国民の保険料負担の平準化を図るような抜本的な財政基盤強化を図る必要がある。今後増高する医療費に対して、被保険者に過度な負担を負わせることなく、将来にわたり、国保の持続可能性を担保するための制度的措置を講ずるよう求める、こう言っています。国に対して、保険料の割高な国保に優先的にもっと税金からお金を出せ、こう要請しているんです。現に国保に対する負担が約半分に引き下げられてきたことが国保財政悪化の最大の要因です。市長は、この全国知事会とは見解を異にするのでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 基本的に全国知事会と市長の考え方は違ってないというふうに考えております。東大和市としましても、市長会を通して医療保険制度の一本化の早期実現に向けた取り組みを国の責任において実行すること、それから国保財政基盤の拡充強化のため、国の公費負担割合を拡大することということを要望してございます。ですからそこについて知事会と見解が分かれるということはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時46分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 国保財政にもっと抜本的に国のお金を入れるべきだ、税を入れるべきだという点で、市長は全国知事会と意見は合致しているという御答弁でした。今年度から、保険者支援分として1,700億円、2018年度からはさらに1,700億円上積みされます。東大和市では5,900万円、1億2,000万円という額になります。少なくともこれらは全て国保税の軽減に活用すべきです。立川市はこれを使って値上げを圧縮しましたし、京都市ではこれを使って9割の世帯を対象に1人当たり2,532円の引き下げを行いました。いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） まず当市におきましては、平成25年度からの3カ年で約21億円の法定外繰り入れによりまして一般財源を投入して低所得者対策を含め税率の抑制を図ってきているところでございます。

そんな中で、今御質問者のほうからお話がありました保険者支援制度の拡充分でございますけれども、当市の国保財政におきましても貴重な財源であるというふうには考えているところでございます。

前回の定例会におきましても御答弁させていただきましたけれども、今年度は行革大綱に基づく国保税の見直しの年となっております。現在平成28年以降の医療費の推計、こういったものを行っておりますが、この国保税の見直しの議論の中で、今お話のありました支援制度の拡充分の活用について慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この保険者支援分を今年度の検討の中で活用するという事で答弁いただきました。それで、これはぜひ、今要望したように、これらについて全額を負担軽減に活用するという事で要求したいと思います。

それから、申請減免制度の拡充もこれは必要です。今先ほど答弁でもありましたけれども、生活困窮世帯に



対応すべきだというふうに要求をしますと、市は、申請減免の制度で救済していると答弁してきました。しかし、この間の答弁でも、申請減免の適用はゼロ件から多くて4件という状況です。5年間でたしか2件が1年、4件が1年、あとはゼロ件だったのではないかとというふうに記憶をしています。71%が所得150万円以下で滞納率が15%、こういう厳しい現実にとっても対応しているなどという数値ではありません。ことしから1,700億円、市には5,900万円来るのに、今年度はこれは市民還元されない、国保税値下げはしないわけですからまずは申請減免制度を拡充すべきです。

私は以前、大阪の豊中市では、国保加入世帯の15%、9,000世帯以上が減免を受けている事例を紹介しました。昨年度の実績でこれに加えますと、例えば松原市が2,543世帯、11.6%、富田林市は3,474世帯で19.3%が減免を受けています。市の答弁でも、国保の減免基準は独自規定の2市を除く24市の平均が生保基準の1.26倍に対して、東大和市は1.05倍ということですからかなり低いわけです。市長は、相対的貧困の問題について、深刻な問題として受けとめ、市町村にできることは少ないけれども、できることはやっていきたい、こう答弁されました。今年度以降5,900万円、2018年以降は1億2,000万円の恒常財源が来る。大阪と比べる前に多摩26市の中でも減免規定は不十分です。直ちに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 大阪府の数市の減免規定という御紹介がたしか昨年の9月議会で御質問者のほうから御紹介があったかと思えます。この状況を私どものほうでもいろいろ調査、勉強等をさせていただいてお調べしたわけなんですけれども、率直なところ、やはり大阪の、当時3市を御紹介されたかと思えますけれども、非常に保険税は高いと、こういった印象を持ったところでございます。

具体例を申し上げさせていただきますと、東大阪市、こちらホームページに保険料の計算例というのが出ておりました。御夫婦とお子さんお一人、それから世帯主の母親、こういう4人世帯の計算例というものがございまして、長くなりますので所得の詳細等は省略いたしますけれども、この事例でいきますと、東大阪市の年間保険料は48万8,400円とされております。これに対しまして、同じ所得の状況で当市東大和市の保険税率に当てはめてみたところ、29万7,100円となります。東大阪市の保険料は当市に比べ19万1,300円、64.4%高いという結果が出ております。豊中市さんのほうではこういったものは例がなかったんですが、保険料率を見せていただきますとやはり当市よりも高いという傾向が見てとれます。

このような状況から、減免制度が充実しているとされる、御紹介いただきましたけれども、当市におきましては、先ほども部長のほうからも答弁させていただきましたが、法定外繰り入れをさせていただいて既に国民健康保険税の軽減を図っているというふうな認識を持ってございます。

それから、ただいまの御質問の中で、多摩の中でも生保基準平均1.26倍に対して東大和市は1.05倍というような御紹介がございました。こちらも以前の議会においても答弁をさせていただきましたが、他市におきましてはその減免が、例えば所得割だけであったりとか、まちまちでございます。当市の場合は1.05倍という数値はありますけれども、この数値より下回れば免除という形になってございまして、この数値のみをもって一概に東大和市の条件が低いというふうには認識していないというところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 反論が来ましたが、まず、市はこの3年間で21億円、市財政から国保会計に繰り出すという答弁をいただきました。ただ、これはこれまでの繰り出し金額を削減した結果だということは指摘をしておきたいと思えます。

それから、大阪府の国保税が高い、東大阪市が東大和市に対して国保税が高いということも御指摘がありま

した。これは国保会計に対する国の繰り入れ、それから東京都と大阪府の繰り入れがどうなっているのかということなどにも大きく左右をされる問題になります。全国的にいて、東京都の国保税が相対的に低いということは私も承知をしているところです。

ただ、言えることは、そういう状況の中で一自治体としてできることはないのかということで苦勞をして、例えば先ほど言いましたけれども、豊中市は加入世帯の15%、9,000世帯以上が減免を受ける、こういう取り組みを一自治体として頑張っている。富田林市も3,474世帯、東大和市はゼロ、ゼロ、2、ゼロ、4、これが申請減免を受けた数です。いかにいろいろ言っても、やらない理由を言うのではなくて、こういう事態をどうするのか、そこにどう手を差し伸べるのかという答弁をすべきじゃないですか。その点伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 答弁の内容としましては、繰り返しになるかもしれませんが、確かにおっしゃるとおり、他の自治体におきましてはそういう実績は減免については上がっていると。先ほど、本市より保険税、保険料が高いというのは御紹介させていただいたところでございますけれども、やはりそれ以前に基本の保険税を本市は一般財源を投入させていただいて減免をしている、減額をしているというところで御理解をいただければなど、このように考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の反論はもう既に私が反論済みなので繰り返しません、そうした赤字繰り出しを削減した結果、国保税2億5,000万円の値上げがされたという点を厳しく指摘をするものです。

それから、申請減免の制度について、実際にあるけれども、ほとんど使えない、使われていないという実態は事実です。現実に使われていない。これで生活困窮世帯に対応しています、この制度を使ってという答弁をされましたけれども、普通、私だったらできないですね、とても、この事実を見たら。これは厳しく要求をしておきます。

それから、次に、医療費の窓口負担の問題は、これは命に直結する大問題です。国保法44条に基づく窓口減免の適用はゼロという答弁を以前いただいています、直近はいかがでしょう。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 以前、今御指摘いただいたような答弁をさせていただいておりますけれども、5年間におきましては、直近も含めまして実績はございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 医療費をめぐる状況、大変深刻な状況は市も御承知のことだと思います。共産党市議団が受けた相談でも、医療をめぐる相談が幾つもあります。

65歳で退職した女性は、年金が月4万円、同居するお子さんと合わせても月12万円程度の収入です。国保も短期証になっている、両膝を痛めている、膀胱炎で熟睡できない、歯も痛い、治療に行きたいけどお金がない、仕事につきたいけれど体調に自信が持てない、悪循環になっています。

また、60代の御夫婦と30代後半のお子さんの3人家族。御主人が病弱で、ぜんそく、十二指腸潰瘍、高血圧、脳梗塞、排尿困難、メニエール氏病、合わせて年収300万円弱だけれど、治療費がかさんで借金になっていき150万円を超えている。お子さんもぐあいが悪いけれど、治療を中断せざるを得なくなっている。御主人の働き口も見つからないということです。

また、60歳前後の御夫婦2人暮らし。御主人が体を痛めて退職し、奥さんが手取り10万円ほど、御主人が痛みによる不眠から鬱症状にもなり、奥さんも糖尿病などで2人で薬代が月に2万5,000円になる。御主人の抗鬱剤が高いので服用をとめたため、奥さんは家庭でも休まらず倒れる寸前になっている。

また、夫婦2人で年金が月18万円、夫が入院して月に17万円から20万円かかりとても払い切れない。もっと安い施設をを探しているうちに御主人は亡くなってしまいました。

市もこうした事例はたくさん御存じだと思います。こうした事例を市はどう受けとめているのか伺います。

○市民部長（広沢光政君） ただいまの御質問者のほうからる事例といえますか、そういったものをお聞きしたわけでございますけれども、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、日本全体、多少なりとも景気回復の兆しが見えていると言われるものの、国民健康保険被保険者の方々におきましてはまだ景気の実感でできない、非常に厳しい生活の状況が続いているんだなというふうには考えているところでございます。

市といたしましては、今の窓口の負担の軽減、こういったことにつきましても相談体制、先ほどからお話し差し上げておりますけれども、そういったものをとっております。そういった医療費の窓口負担について御相談があった場合には親切、丁寧に対応させていただいているところでございます。

事例のようなケース、そういった方がおられましたら、私どもの窓口のほうに相談をしていただけるよう御紹介いただければなというふうに思っておりますが、こちらにつきましては、先ほどの件数などにもあられますように、そういった意味では若干その周知といえますか、そういった部分も私どものほうも考えていかなきゃいけないのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 最初のほうで私は、今の日本社会がどうなっているのかという点について市長の見解を伺いました。やはりこういうことだと思うんですね。格差がどんどん広がっている、だから、経済全体の指標がいい悪いではなくて、現に格差が広がって貧困層がふえている。こういう状況の中で自治体が何をすべきなのかということが私は問われていると思うんです。

それで、市長に伺いますけれども、窓口負担の減免基準についても国保税の減免基準と全く同じです。やはり極めて低過ぎる。国保税の減免基準とあわせて、この窓口負担の減免基準、これを抜本的に引き上げて、この貧困が市民の健康や生命をむしばみ、そして家庭をも壊してしまう。先ほど言いましたけれども、抗鬱剤をやめたために家庭が大変な状態になる、こういう事態も生まれているわけです。この現状に少しでも歯どめをかける、こういう努力が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 窓口負担の減免の関係でございますが、確かに、先ほど保険年金課長のほうからも御答弁差し上げましたように、減免制度の利用実績がここ数年ないということでございます。ただ、これも先ほど御答弁差し上げましたけれども、当市におきましては既に法定外の繰入金を投入することによって、保険税、これの低減に努めてるというところでございます。

先ほどお話ししたとおり、現状におきましても、国保税、もしくは窓口負担の減免、こういったものの御相談があった場合には親切、丁寧な対応を心がけておるところでございますが、場合によっては福祉のほうのそえる等、他の部署への御案内を行うことによりまして、市全体で生活が困窮されてる方への支援、こういったものを行っているところでございます。

今後も同様な形で他部署とも連携を図りながら、生活が困窮されてる方への支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 相談に親身になって乗っていただくということは当然求めたいと思いますが、私は今窓口負担の減免について伺ってるんです。これは命にかかわる問題ではないかという視点から聞いています。そ

れに対して、この基準の改訂について検討するという事柄も答弁ありませんでした。

摂津市は、加入世帯 1 万 5,000 弱で 322 件が窓口減免を受けました。ここでは、12 年ほど前に窓口減免を打ち切られた方が手おくれでがんで亡くなるという出来事があった、市民の運動で使いやすい制度になったと聞いています。私が先ほど挙げた事例は、全部東大和市民の中で起きていることです。摂津市の窓口減免額は 322 件で 1,000 万円ほどです。今年度から国保会計に繰り入れられる 5,900 万円の一部を使えば十分可能だと思います。

再度伺います。検討すべきですが、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 再度ということでございますけれども、私どもといたしましては、支援者分の歳入、こちらにつきましては、先ほども御答弁差し上げましたように、国保財政、国保制度全体の見直しの中でその活用を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁は、国保財政全体ということは、こういった窓口負担の減免の問題も含めて全体というふうに言われたんでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 制度全体ということでございますので、広い意味でそちらのほうも含まれてるというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それであれば、ぜひこの窓口負担の減免や、そして国保税の申請減免の制度、これを大きく拡充するよう要求します。

③のほうに移ります。

保険料の滞納があると 6 カ月単位の短期保険証が発行される。普通の保険証は郵送されるけれども、短期証は窓口にとりにいかないと交付されません。3 月議会の答弁によると、最終的に期限の 6 カ月たっても交付されない方が 200 人から 400 人程度います。どうしてこういうことになるのか伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 短期被保険者証の交付の方法でございますけれども、窓口へお越しただいて、とりにただいて、その場で納税相談等をさせていただいた上で交付をさせていただいてるという状況、こういったことでやっておりますので、交付されない、手に渡らないという方につきましては窓口に来ていただいと、こういうような状況でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それでは、伺いますけれども、普通の国保証の方には窓口交付ではなく郵送で交付されます。どうして郵送で交付するんですか。手元に保険証がない期間が生まれることによる不便や不利益を回避するためではないですか。市には保険証を交付する法的義務があるのですから本人の手元に保険証がない事態を生めば、その責任を問われるのは東大和市になるから郵送で交付しているのではないですか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御質問の中で、郵送で基本的には交付しているはずだといった御指摘、適正に納税していただいとる方につきましてはおっしゃっていただいたとおりに郵送で送付をさせていただいております。

一方で、今先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、短期被保険者証、こちらの対象になる方といたすのは保険税に未納がある方ということでございます。当然、私どもも事務担当者のほうからいわゆる納税通知書を送る、何も当たりにない、それから短期被保険者証を交付しますので窓口にてぜひお越しくださいと御案内

をする、これも当たりがないというような状況です。

やはり適正な納税が前提で国保制度は成り立っているところでございますので、やはりそういう形でぜひ窓口のほうへお越しただいて、市長のほうからの答弁にもございましたけれども、そのときの納税というのを条件としておりませんので、私どもとしましては、その場で短期証該当者の方にコンタクトをとり、納税相談をきちんと行い、その上で保険証を交付したいと、こういうやり方をしているわけでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私が伺ってるのは、滞納がない世帯について郵送で交付している理由を聞いてるんです。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 繰り返になってしまうと思いますけども、先ほど御質問者のほうの御発言にもございましたとおり、そういった適正に納税していただいている方にはきちんと郵送させていただいているわけでございますけれども、そういう保険証を渡す義務といいますか、そういったものは市にはあるというふうには思っております。

ただ一方、先ほど申し上げましたように、短期証の方というのは未納がある方ということでございますので、やはり何らかのアポイントを私どもももたせていただきたいというような考えのもとで、短期証の交付については窓口に来ていただくという形でやらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 時間が限られていますので、答弁はなるべくダブらないようにお願いします。

それで、今認められたとおり、市には交付義務があるので、その交付義務を果たすために郵送で送っているということでした。先ほどから何度も繰り返しますが、国保加入世帯の71%は所得150万円以下の世帯。生活が苦しくて滞納のある世帯には郵送しないで、一時的に、場合によっては最後まで保険証が渡らないというのは貧困を理由に差別待遇を受けることであり、憲法14条、法の下での平等に反する行為だと思います。直ちに改善すべきだと思いますが、いかがですか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） こちらも済みません、大変申しわけございませんが、繰り返しの答弁となってしまいますが、私どもは、先ほどから申し上げておりますように、納税を条件としているわけではございませんので、そういった形で足をお運びいただければ、保険証のほうは窓口できちんとお渡ししているということでございますので、こういった形でコンタクトをとらせていただきたいと、このような思いでやっているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 思いがどうあれ、200件から400件の方には交付されていない、交付義務が果たされていないという事実があるわけです。国民健康保険制度は助け合いの制度ではありません。全ての国民に医療を受ける権利を保障する社会保障です。新旧国保法の第1条について読み上げていただきたいと思います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） まず、旧国民健康保険法第1条でございます。こちらは「国民健康保険は相扶共済の精神に則り、疾病、負傷、分娩または死亡に関し保険給付をなすを目的とする。」このようになっております。

これに対しまして、現在の国民健康保険第1条でございますけれども「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」このようになっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） このように、新国民健康保険法の施行は1959年、旧国民健康保険の施行は1938年です。それで、今読み上げていただいたように、国民健康保険については、助け合いの制度から社会保障へと変わったということがこの2つの新旧国保法の条文から明確にわかります。

背景は2つあります。一つは、不況でほとんどの健康保険組合が自前では立ち行かなくなり次々と破綻したことです。もう一つは、憲法25条に基づくものです。すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない、こう憲法25条で定められたわけです。

「すべて国民は」というのは、生活が苦しくて滞納があったとしても、医療を受ける権利を侵害されてはならないということです。毎年、民主医療機関連合会が経済的事由による手おくれ死亡事例調査報告というものをしています。最新のものでは、手遅れによる死亡事例がつかめただけで56例あった。そのうち36%が無保険、16%が短期保険証です。現に手元に保険証が届かないことで手おくれとなり、死亡する事例が起きているんです。短期証の窓口とめ置きは市の判断で社会保障を壊す行為ではありませんか。直ちに是正すべきです。いかがですか。

○市民部長（広沢光政君） 大変恐縮です。また繰り返になってしまいますけれども、御質問の短期被保険者証の取り扱い、長い期間とめ置くことなく郵送すべきだというような御指摘だと思います。こちらにつきましても、冒頭、市長のほうからも答弁にありましており、私どもといたしましては、市役所にお越しいただいて、納税相談を受けていただければ被保険者証のほうはお渡ししておりますので、なおかつその時点で納税を条件としているというわけではございませんので、そういったところからは憲法25条の趣旨に反しているとは私どものほうでは考えてございません。

市といたしましては、保険税の未納がある方と、これも繰り返になりますけれども、接触をする機会を確保するという、それから保険税を納められない、そういった状況をお聞きして、その方々に応じた他の制度を御案内するなど、きめ細かな対応を図っていきたいということで実施しているところでございますので、引き続きそういった形で行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 先ほどから私は、憲法14条に基づく法の下での平等に反する行為だという指摘をしています。そして、憲法25条に基づく医療を受ける権利を侵害するものだという指摘をしています。窓口に来て全額払わなければ保険証を渡さない、これはあってはならないことです。市もこの間、一貫して窓口に来ていただければ、交付相談に乗っていただければ保険証はお渡しするんだというふうに言い続けています。

しかし、先ほど指摘したように、現にそういう事由から手元に保険証が届かない、こういう方が医療機関の受診がおくれて手おくれになって死亡するという事例が起きている。そして、東大和市でも200件から400件の方に最後まで保険証が届かないという事実が存在する。これは言いわけはできないと思います。

平成21年12月16日付の厚労省の通知で、短期被保険者証の交付について、世帯主が窓口に来ないことにより、一定期間これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくないとしています。国は、窓口に来なくて保険証が渡らないことを自治体による交付義務の留保とみなしているではありませんか。留保が長期に及べば憲法25条に反し、国保法の交付義務にも反するから望ましくないとやっているわけです。この厚労省の通知にもなぜ従わないんですか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御質問者のほうから御紹介いただきました平成21年の厚生労働省から

の通知、これは私どもも承知しておるところでございます。

私どもの解釈としましては、こちらの通知は制度上、短期証の次にといいますか、国民健康保険資格者証というものがございまして、通知の中にはこういったものはうたっておりませんが、当市においてはこの資格者証というのは適用はしてございません。資格者証といいますのは、単に国民健康保険の被保険者であるというだけをもって窓口で10割負担をしていただく、こういったものでございますけれども、当市におきましてはこれは導入してございません。他市におきましては、全部を調べたわけではございませんが、そういう形で短期証の後に資格者証を使っているということも聞いておるところでございます。その一手手前で当市のほうは何とか被保険者の方とアポイントをとりたいという趣旨のもとで、そういう形でやっておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今私の言った厚労省の通知は、短期被保険者証の交付に際しての留意点についてというものです。ここで触れられているのは、短期被保険者証の扱いについてですね。

それで、その中での留意点として、先ほど読み上げたように、留保が長期間に及ぶことは望ましくないことというふうに指摘しているわけです。私はこの通知になぜ従わないのかと伺ってるんですよ。なぜこの通知に従わないんですか。

○市民部長（広沢光政君） 21年12月16日付厚労省の通知でございます。この通知の中でもうたわれておりますけれども、その通知、この制度の趣旨自体が滞納者との接触の機会、これを確保するというこのために設けられてるということで、ここが最も重要なポイントであると私どものほうは考えてございます。そういったことで現在の制度を運営してるというところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この通知は、私の記憶では、そういうことを理由に子供にも保険証が渡らずに、子供が医療から遠ざけられるという事態が国会で問題になって、その改善を図った際の通知です。その中で、子供だけではなくて、一般の被保険者についても触れられている。したがって、保険証が長期間に及んで届かないことこそがこの通知の中で問題にされているんです。

じゃあ伺いますけれども、留保が長期間に及ぶことは望ましくないという厚労省が言っている理由について、市はどう考えているんですか。

○市民部長（広沢光政君） その通知における望ましくない、その話でございますけれども、これは御質問者のほうからもお話がありましたとおり、厚労省としては保険証自体が被保険者の手元に届かないということ自体を危惧した上での望ましくないというような言葉だというふうに理解しております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それでは改善すべきではないですか。3月議会でも、2市しか資料をいただけませんでしたけれども、昭島市は1カ月後には郵送交付をしているというふうにこの通知があってから改善している。当然の対応だと私は思います。これは本当、市長に伺いたいですけれども、これこのままでやっとなんかいいんですか。市民の医療を受ける権利を市が厚労省通知にも反して壊すということになるんじゃないですか。市長の判断を伺います。

○副市長（小島昇公君） 先ほど来、部長、課長から答弁させていただきました内容が市の基本的な考え方でございます。

ただ、実際に医療にかかる必要があつて保険証がないという方が200から400というお話の中で、どれだけいらっしゃるのかちょっとはつきりしないところもございますので、来ていただければ、相談をしていただければというPRには努めたいと思います。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 200から400というのは市の答弁に基づいて私は出した数字です。

いずれにしても、私はこの市の態度は重大だというふうに思います。相対的貧困の問題を重視して自治体としてやれることは少ないけれども、やれることはやりたいという答弁に反する事態だということを厳しく指摘をしておきます。

次に、④のところに移ります。

昨年9月の決算特別委員会で、小中学生の医療費完全無料化のためには2,553万円、12月議会の答弁では、18歳以下、つまり高校生年代の医療費完全無料化のためにはさらに6,100万円必要という答弁でした。確認を求めます。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 小中学生並びに高校生の医療費無料化に必要な経費についてでございます。

小中学生の医療費助成制度、いわゆるマル子制度を無料化した場合、所得制限廃止、外来受診時の200円自己負担の廃止によりまして、平成25年度の実績から試算をいたしますと約2,553万円が、高校生の医療費無料化をした場合には約6,100万円が必要という試算をしております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 12月…3月議会ですかね、18歳以下の子供の医療費無料化については、たしか検討だか研究だかという答弁をいただいていたと思いますが、今回は、多額の負担になるので困難だというふうな答弁になりました。その理由を、答弁の変更についての理由を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 検討ということよりも、研究はしたいということだったと思います。やはり現在でもマル乳、マル子で、この制度で当市の一般財源の負担は約1億2,000万円ぐらいございますので、尾崎議員がおっしゃる高校生までの助成をするとさらに約9,000万円ぐらい必要ということで、現在より75%ぐらい一財負担がふえるということでございますので、先ほど市長から答弁ございましたけれども、現時点では困難ですというような考え方でおるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは他の議員への答弁ですけれども、市長が掲げる日本一子育てしやすいまち、この課題として、これ私、十分メモがとり切れなかったのでちょっと不正確ですけれども、課題として、子育て世代の貧困の問題が挙げられたというふうに私は認識しています。ところが、対策の中では、これに対応するものが挙げられませんでした。この点について市長の考えを伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子供の貧困の問題ですね、こちらにつきましては従来から言われてきているところございまして、特に相対的貧困率、日本はOECDの中でも非常に高いというような中でございまして。それは各報告等ございますので認識してるところでございますけれども、ことしの4月——平成27年4月から子ども・子育て支援事業計画が当市もスタートしましたが、これのスタートしたというのは、社会保障と税の一体改革の一環で始まったというところでございます。それが平成24年8月に子育て関連の3法が成立いたしましたけれども、貧困に対する考え方は、国が非常に後手に回ったというような認識でおるところでございます。子どもの貧困対策の推進に関する法律というのは、その関連3法の翌年に公布されて、さ



らに大綱が決まったのは昨年の平成26年8月というようなことで、貧困対策に関しまして国が非常におくれているというようなところは国も認めてるようでございます。今後行われる政府の社会保障制度改革推進会議で初めて子供の貧困対策が議論されるというようなところが報道されてるところでございます。

そんな中、全国の知事会も国に対しまして、先月、5月でしょうか、子どもの貧困対策の充実強化に関する緊急提言が行われたというような報道もございます。現在行われてる東京都議会の中でも知事のほうも貧困問題についても認識しておるといような記事も見てるところでございます。

そんな中、これからいろいろな制度が示されてくるというふうには思っておりますので、その中で、当市に合ったものをこれから選択をしていくというふうに認識してるところでございます。それまでの間どうするかということもございますけれども、現在もやはりひとり親家庭に対する資金の貸し付けとか給付等を行っております。それについてもPRに努めたいと考えてるとともに、よく今貧困家庭における学習支援の問題等もございますけれども、これにつきましては市内で福祉医療機構の助成を受けて、無料のひとり親家庭に対する小中学生の無料学習塾もやっている団体もございますので、そちらにつきましては場所の提供等も行っておりますので、そちらの充実にも協力をしていきたいと考えてるところでございます。

やはりなかなか、子ども・子育て支援事業計画の中で数値的な目標値が変わった場合には見直すことができるようでございますけれども、なかなか新たなものを計画に入れるというのは難しいというふうに認識しておるところでございますので、今後示されるであろう子供の貧困対策等の施策につきまして、当市に見合ったものを選択していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今課題として認識しているということで答弁をいただきました。それで、この問題は、子育て日本一ということ掲げるのであれば極めて重要な問題だというふうに私は考えています。

平成25年度版の厚生労働省白書では、若者の意識を探るといふふうになっています。それで、ここでは、1980年と比較すると、完全失業率、長期失業者数、非正規雇用の労働者数は増加、若年層で見てもこれらの割合は増加、非正規雇用の労働者の増加等により子育て世代の収入は減少とされています。さらに、平成23年、内閣府の結婚・家族形成に関する調査結果を引いて、年収300万円未満では既婚率が1割に満たないが、300万円以上400万円未満では25%を超え、300万円が一つの壁になっているとしています。結局、その結婚や子育てできる収入がないというのが最大の問題だということです。

3月議会では、子供の貧困率が過去最悪の16.3%を記録して、必要な医療から子供が遠ざけられているという実態を示しました。外で交通事故に遭って救急車が来ても、お金がかかるからと言って病院への搬送を断ったと。これは先生が後から行って、これは保険じゃなくて自動車事故だから大丈夫なんだよと言われて行ったそうですけれども、そういう事例も起きている。

そういう点では、この貧困の拡大の中で、子供の命と健康を守るというのは最優先でやらなくてはならない課題ではないかと。18歳以下の医療費無料化というのは喫緊の課題だと思いますが、市長の見解を伺います。

○副市長（小島昇公君） 日本一子育てしやすいまちづくりということで、各方面でいろいろな施策を打っていきたいというふうに考えております。そして、正直なところを申し上げますと、18歳未満の無料化ができないかというのも一度、今お話があるないにかかわらず、中では一応検討はしました。残念ながら、今私どもの財政の中でそれをしていくことは困難であるというふうな判断に至りましたので、今回そういうあれは出ておりません。

ですからそれが無料にできればそれにこしたことはないというのはよくわかっておりますけども、いろいろな施策の中の優先順位の中、それから市の置かれております財政状況の中では今は無理だなという判断をしております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 検討は一度していただいたということで、その結果困難という結果になったんですかね、いずれにしても、私は引き続きこれは検討していただきたいし、私はこれは喫緊の課題だというふうに考えています。

次に、75歳以上の窓口負担については、一部で2割負担が導入されます。先ほど、窓口負担が高いために健康を壊される、家庭環境まで破壊されるという事例も紹介しました。長生きしてよかったと思える社会をつくる必要があると思います。いかがでしょうか。

○保険年金課長(嶋田 淳君) 75歳以上の医療費、後期高齢者医療は私のほうで担当させていただいておりますので、まず数値的なことを答弁させていただきます。

医療費窓口負担の半額化ということで質問の通告のほうはいただいているわけでございますけれども、後期高齢者医療広域連合のほうから示されております数値によりますれば、平成25年度の決算数値においては、自己負担額というのは東大和市民の方は約6億4,500万円、これを半額化を実施するということになりますと約3億2,250万円という財源という形が必要になります。こういったことが市独自の財源で永続的に負担し続けるというのは困難というふうに解釈しております。長生きしてよかったというふうに言っていただけるような形で何とか制度を運営していきたいと思っておりますけれども、現実的にはこういった財源負担が必要になるという非常に厳しい状況にあるというふうに考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 75歳以上の方々だけを囲い込んでこういうことをやればこうなるということで、後期高齢者医療制度そのものは廃止すべきだというのが私たちの立場ですけれども、市に対しても、そういう状況の中で長生きしては困ると思われてるんだ、私たちは余計者だと思われてるんだ、こういうふうに高齢者が言うような状況を回避するために、市としてもできる限りのことをやっていただきたい、半額助成制度を要求します。

次に、2番のほうに移ります。

オスプレイの横田基地配備計画の問題です。

オスプレイについては、横田基地配備発表の5日後にハワイで着陸失敗による死亡事故を引き起こしました。周辺自治体の対応について、また当市の対応について伺います。

○企画財政部参事(田代雄己君) ハワイのほうの墜落事故の関係でございますけれども、横田基地周辺市町基地対策連絡会等は、ハワイの墜落事故に対しまして国等に要請等を確認をしているところでございます。

東大和市としましては、そういう連絡会のほうに情報収集しながら、今は情報収集をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 東大和市は横田基地から10キロ圏内にすっぽりと丸ごと市が入ってしまうという位置にあります。ホームページなどを見ると、日野市やあきる野市、青梅市など、この5市1町以外のところでも政府に対する申し入れなどが行われていますが、この東大和市が申し入れも行っていないというのは、私は申し

入れを行うべきだったと、今からでも行うべきだというふうに考えます。

オスプレイは墜落死亡事故を繰り返して、未亡人製造機という異名を持つほど危険な軍用機ですが、これについての市の認識を伺います。

○企画財政部長（並木俊則君） 今申しあげました周辺市、そちらのほうについては私ども、情報収集を今しております。そういうような、今現在はいろいろな情報収集をもとに、これからいろいろな連絡会あるいは東京都、いろいろなところと連携をとりながらということで東大和市は考えております。引き続き情報収集に努め、いろいろな対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今情報収集してるところだということなので、私は市としても申し入れを行うべきだと思っておりますので、ぜひ申し入れしていただくよう市の認識を引き続き伺いたいと思います。

オスプレイの事故については構造的欠陥が指摘されてきました。そもそも前線基地や空母に、狭いところに詰め込むために、機体は重いけれどもプロペラは小さい、制御もしにくくて落ちやすい、これが当然の状況になっています。時間がないので細かいことは触れません。

武蔵村山市のヘリコプターのコース高度調査が行われました。これは立川飛行場を対象としたものでした。しかし、一部横田基地のヘリコプターについても測定されています。これを見ると、横田基地のヘリコプター全機が航空法で定められた最低安全高度300メートルを下回る危険飛行です。東大和市の中央部、ヨーカドーから新青梅街道までの間を東西に通過しています。300メートル以下というのは日本政府との約束違反です。常日ごろから約束など守らず、傍若無人な飛行を繰り返している米軍横田基地に危険なオスプレイが配備される。しかも、地上30メートル、60メートルという危険極まりない超低空飛行訓練や夜間訓練を繰り返す。

市長に伺いますが、安全性が確保されるわけないと私は思います。市民の命と安全を守る立場から、配備計画の撤回を日米政府に求めるべきですが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 市民の安全というのは市長が一番大事にしていることですからそこについての異論はございませんが、国に対して今市として意見を上げるというようなことは、先ほど来の答弁の中でも5市1町の情報を得ながら歩調を合わせるという部分でございますので、市単独でという考えは今持っておりません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 歩調を合わせるのであれば、5市1町は申し入れをしているわけですから東大和市もぜひ歩調を合わせて申し入れしていただきたいと思うわけです。

2012年の9月19日に防衛省がMV-22オスプレイ事故率についてという資料を出しています。その時点で、CV-22の事故率、これはCV-22は横田に配備予定のものですね。MV-22は沖縄に既に配備されてるものです。CV-22の事故率はMV-22の7倍となっていて、この文書の中では、CV-22は特殊作戦という独特の任務所要のため、より苛酷な訓練活動を実施。より苛酷な条件下での訓練活動により、MV-22よりも高い事故率を示していると推察していると書いてあります。

MVにしる、CVにしる、実際に墜落死亡事故をたくさん起こしている危険な航空機を人口密集地にある横田基地に配備するなど許されないと考えますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 周辺の連絡会におきましても、国等に要請をしている内容にはそのような部分の要請ということで内容のほうには入っているところがございますので、先ほどから申し上げますように、当市

としましては、連絡会の今後の対応あるいは周辺市の情報収集等を行いまして、市単独というような要請よりも、広域的な課題というふうに当市の場合は考えてございますので、今後も情報収集の上、いろいろな対応が考えられるときにはそれなりの対応をしたいということで考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） このオスプレイ横田基地への配備で日本政府が説明資料をつくりましたけども、この中でもCV-22は特殊作戦部隊などを輸送するというふうには書いてあるんですね。アメリカの特殊作戦軍団のホームページがあって、これは英文なんですけども、特殊作戦部隊関連マニュアルというのが、これは探せば出てきます。この特殊作戦部隊の基本任務は9つあると書いてあって、3番目に外国内部防衛というのがあります。これは、国家転覆、脱法行為、反乱からその社会を開放し、防衛するため、他国政府によってとられる行動計画のあらゆる行動に文民や軍の機関が参加することである、こう書いてあります。海外政権の求めに応じて軍事介入するということだと私は解釈するわけです。

それから、4番目には、非通常戦闘作戦というのがあります。非通常戦闘は、ゲリラ戦、国家転覆、意図した妨害作戦、諜報活動、脱出及び逃亡作戦及び見えにくい秘密の状態下での他の軍事行動を含んでいると書かれています。国家転覆です。いずれにしても、殴り込み部隊の出撃地に横田基地がされるということになります。この点からも許されません。

平和憲法を持つ日本を横田基地はアメリカの侵略の手先、出撃基地にしていいのかどうか、この点が問われると思いますが、見解を伺います。

○副市長（小島昇公君） ただいま御質問いただきましたけれども、その見解については国に委ねるということで、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今最後のところの見解はともかくとして、先ほど言いましたけれども、現に横田基地のヘリコプターが、この上も含めて、日本の航空法であれば許されないような低空飛行を既に行っている。そこに危険な訓練を行うオスプレイを配備するというのは、市民の命と安全を守るという市の大きな責任にかかわる問題です。情報収集をしているということですが、他市との連携も含めて、政府への申し入れなど、厳しい対応を行うよう要求します。

次に、②のほうに移ります。

国会では、衆議院の憲法審査会の参考人質疑で、自民党推薦も含め3人の参考人、憲法学者全員が集団的自衛権行使容認は憲法違反だとしました。この意味は極めて重いものだと私は思います。

市長は、これは公開質問状への回答の中で、この集団的自衛権容認の閣議決定について、解釈を変更するのではなく、国民との議論を通し改訂すべきと考えるとする一方で、憲法9条については現時点で変更する必要はないと回答しています。これを普通に読めば、憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を可能とし、それを担保する法律を整備することには反対するということになると思いますが、市長の見解を伺います。

○副市長（小島昇公君） 個人的な質問だと思いますけども、市長としての公式な見解は冒頭にもお答えをさせていただきました。この件につきましては今も国会において審議がなされております。新聞報道でしか私どもはわかりませんが、会期を延長してさらに審議をというようなことございますので、関係、関連の法案の審議の推移を見守りたいというのが見解でございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 3月議会で、国会でこれが審議をされるということで、その審議を見守りたいという答弁をいただきました。

私は、今やはり戦後70年の平和の歩みを覆すのかどうか、大きな曲がり角に立たされてるというふうに考えています。そして、見守るといのは、ただ指をくわえて脇から見ているということではないはずで、見守るといのは、変な方向に行きそうになったら、手を広げてだめと言うことではないでしょうか。ここまで国会の審議を見続けてきて、現時点で市長はどう判断されるのか、市民の命と安全を守るという、そして、東大和市の若者を戦場に送るのかどうかという市長の政治家としての原点が問われる問題だと私は考えますが、いかがでしょうか。

○副市長(小島昇公君) 戦後70年の節目の年ということで、平和に対する基本的な考え方、市として市民にどういう周知をしていくかということは基本的に考えて今年度も計画しております。

先ほど申しあげましたように、国会での審議については引き続き見守りたいということでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 確かに国会の場に出ていって発言することはできないわけですから国会の審議は見ているしかないかもしれません。しかし、市長が一人の政治家として、今こういう時点に立って、それとは別にも市長の立場としてやれることがあるんじゃないかということから聞いているわけです。

この間の国会審議の中で、例えば後方支援、アメリカが戦争を始めたなら日本が後方支援すると。ところが、後方支援といのは英語でいうとロジスティックで、普通に訳すと兵たん活動、これは軍事行動そのもの、戦闘と切り離すことなどできない、そういう概念であることが明らかになりました。そういう行動をやっている中で、攻撃を受けたらどうするのか、自己防衛的な武器使用を行う。しかし、国際社会の中で、武力行使と区別される自己防衛的な武器使用などという概念そのものが存在しないということも明らかになりました。

ですからこれが憲法違反であること、国会の審議の中で明らかになってると思います。市長として、やはりここは市民の命を守る、市内の若者の命を守る、こういう立場から行動すべきだと思います。いかがでしょうか。

○副市長(小島昇公君) 平和な社会を後世に引き継いでいく、これは何にも増して大切なことだということは十二分に認識しております。ただ、今国会で議論をされている、そして、いろいろなことに対していろいろな解釈があって、いろいろな見解が出てくるという状況だというふうに判断しておりますので、今そこについては引き続き見守っていきたいという答えになります。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 私は、いろいろな解釈があるというけれども、憲法違反ではないという学者は極めて少数派で、圧倒的学者がこれは憲法違反だというふうに断罪した意味は極めて重い。そして、いかに国会で多数を占めていても、違憲立法は許されないわけですからこれはやはり国民多数の世論でとめなくてはならないというふうに思います。

市長にもそういう立場で行動していただくよう求めて、私の一般質問を終わります。

○副議長(中間建二君) 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、日本共産党東大和市議団、上林真佐恵です。初めての一般質問ということで、緊張の余り免疫力が低下してしまったのか、ちょっと子供の風邪をもらってしまって声がかすれてしまいました。自己管理の甘さを反省しますとともに、お聞き苦しい点、また不手際などあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1番、子ども・子育て支援新制度と保育園・学童保育の施策について。

4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。これは待機児童の解消を主な目的とした大きな保育制度の改訂とされていますが、これまでの認可保育園以外に、保育の基準が異なる多様な施設が新たな認可事業とされること、またこの中には直接契約による施設も含まれることから、保育に格差を持ち込むものであると同時に、保育の公的責任の後退が懸念されます。

①保育園の待機児童の現状と対策について伺います。

②学童保育の待機児童の現状と対策について伺います。

③学童保育の7時までの時間延長について、具体的な実施についての検討状況はいかがでしょうか。

④小学校では行われている、児童が卒園した保育園、幼稚園との連携は、学童でも必要だと思います。現在どのような連携を行っていますか。

2番、福祉施設やスポーツ施設などの拡充・運用について、特に国有地、都有地、市有地などの活用について。

米軍大和基地跡地で警視庁用地となった国有地9ヘクタールのうち2ヘクタールが30年以上にわたって未利用のまま放置されている問題について、市は近々市民利用のチャンスが来るという認識を示し、機を逃すと次のチャンスはもうないという構えで臨んでいると昨年12月議会で答弁しました。

さらに、向原団地と東京街道団地の2つの都営住宅の空き地についても見直しが入り、都営住宅のさらなる建設とともに福祉施設等の建設に向けた動きが出ていることも市の答弁で明らかになりました。

そこで伺います。

①その後の動向について伺います。

②未利用の国有地・都有地の活用について、今後どのようなスケジュールで進んでいくことになりますか。

③未利用の国有地、都有地について、どんな活用が考えられるのか、市の見解を伺います。また、市民の暮らしにとって、どのような施設が不足していると考えていますか。

④のみり福祉園や学校給食センター、市営住宅など市有地についても、市民の福祉の向上に役立てるべきと考えますが、いかがですか。

3番、ちょこバスと空白地域へのコミュニティタクシー整備について。

①ちょこバスのルート変更と運賃値上げ以後の利用状況を教えてください。

②ちよこバスのルート変更により、市が空白地域としている地域には、市が責任を持って早急にちよこバスのかわりとなるコミュニティタクシーを整備するべきと思いますが、いかがですか。

③実現に向けた具体的な予定を教えてください。

4番、小中学校の環境整備について。

①小中学校への冷暖房設置について。

②悪臭がするトイレの改善について。

壇上での質問は以上となります。

なお、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

〔3番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、保育園等の待機児童の現状と対策についてであります。平成27年4月1日現在の待機児童数につきましては、新定義で4人、旧定義で65人となっております。平成26年4月1日の待機児童数が新定義で14人、旧定義で68人でしたので、平成26年度と比較して減らすことができたことと認識しております。今後も待機児童数の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学童保育所の待機児童の現状と対策についてであります。平成27年6月1日現在、学童保育所の待機児童は130人となっております。待機児童対策としましては、児童館、学校施設において実施しておりますランドセル来館事業により待機児童全員を受け入れているところであります。

次に、学童保育の午後7時までの時間延長についてであります。平成26年4月より、土曜日及び長期休暇中の開所時間を30分早め午前8時としたところであります。今後は、閉所時間の延長実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、学童保育所と保育園、幼稚園との連携についてであります。現在、学童保育所と卒園後の保育園、幼稚園との連携は実施しておりません。

なお、必要に応じて教育委員会と連携し、小学校との情報交換を実施しております。

次に、国有地及び都用地のその後の動向についてであります。桜が丘3丁目の国有地につきましては、現在警視庁が教養訓練施設計画地として管理しているところでありますが、その一部につきましては、平成27年6月16日付の市議会議員の皆様への情報提供という形でお知らせしましたが、国に借用をお願いしているところであります。

また、向原団地におきましては、向原地区プロジェクトが休止している状態です。東京都は、用地の活用について改めて検討を行うとしております。

東京街道団地につきましては、東京都は建て替えに伴う創出用地について、福祉施設等の公共公益ゾーンとすることを考えているとしております。

次に、未利用地の国有地、都用地の活用についての今後のスケジュールについてであります。桜が丘3丁目の国有地の一部につきましては、国に借用をお願いしているところでありますが、国有地の全体の活用につきましては、適宜、情報収集に努め、必要なことにつきましては時期を逃すことのないよう検討してまいりたいと考えております。

また、向原団地につきましては、東京都は改めて検討を行うという段階でありまして、現時点においてスケジュールは示されておりません。

東京街道団地につきましては、現在後期建て替え計画を作成しており、平成29年度以降に都営住宅の建設に着手する予定とのことであります。

次に、未利用地の国有地、都有地の活用方法と不足している施設についてであります。未利用地の国有地、都有地の利活用につきましては、庁内の市有地等利活用検討委員会におきまして検討してまいります。

また、不足している施設としましては、運動施設、福祉施設などが考えられるところであります。

次に、みのり福祉園等の市有地の利活用についてであります。みのり福祉園や学校給食センター等の市有地の利活用につきましては、今後庁内の市有地等利活用検討委員会におきまして検討してまいります。

次に、ちよこバスのルート変更と運賃改定後の利用状況についてであります。ちよこバスは、平成27年2月23日にルート変更を実施しておりますが、平成27年3月の利用者数は9,183人で、ルート変更前の前年同月と比べ約19.7%の減であります。4月につきましては9,775人で約13.4%の減となっております。

次に、公共交通空白地域へのコミュニティタクシーの整備についてであります。コミュニティタクシーを例とする生活交通を持続可能なものとするためには、地域の皆様に継続して御利用していただくことが必要であります。

そこで、地域の機運を高める取り組みとして、ちよこバスのルートから外れた地域を対象に勉強会を開催することとしております。

次に、コミュニティタクシー整備の予定についてであります。地域公共交通会議では、コミュニティバスやコミュニティタクシー等の位置づけ、検討体制や参加団体の役割分担、導入条件などを整理しましたガイドラインの必要性が指摘されております。当面は、地域における勉強会とガイドラインの策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の環境整備についてであります。児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れることは大変重要であると考えております。今後も教育環境の整備に取り組んでまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、小中学校への冷暖房設置についてであります。良好な教育環境を確保するためには、未設置となっております特別教室の冷房についても設置を進めていく必要があると認識しております。このため、東京都市教育長会を通じまして、東京都へ補助制度の充実を要望してまいりました。

このたび、東京都より補助要綱の一部改正について通知がございました。改正点には、支援対象となる特別教室が拡大され、新たに7室加わりました。空調機設置には大きな予算を伴うものでありますことから、引き続き東京都の補助の動向を踏まえ、未設置となっている特別教室について計画に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、トイレの改善についてであります。大規模なトイレ改修につきましては、東日本大震災後、非構造部材の耐震化が新たな優先課題となりましたため、これらの事業が完了した後に改めて計画してまいりたいと考えております。

その間の対策としまして、臭気の特に強く感じられるトイレにつきましては、尿石除去清掃または床改修工事を行うことにいたしました。順次対策を行えるよう引き続き計画化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。



○3番（上林真佐恵君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番の待機児童の現状と対策についてですが、待機児童が4人まで減ったという御答弁をいただいたんですけども、待機児童につきましては、実態に即して把握すべきであると思います。例えばいただいた資料によりますと、この4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことにより、待機児童の定義も変わっています。新制度スタート前の定義では、育休を継続した場合も待機児童としてカウントしていたかと思いますが、この4月からは育休継続の場合は待機児童ではないとしています。定義が変わる前は待機児童に含まれていた育休継続の4名の方の中には、希望の保育園に入れなかったため育休を継続している方も含まれていると思います。これを踏まえますと、待機児童としてみなすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 待機児童の算定につきましては、今回、国のほうから、保護者が育児休業中の場合においては待機児童数に含めないことができる旨示されております。算定に当たりましては、これに従いまして算定しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 確かに、含めないことができるということなんですけれども、含めてはいけないと言っているわけではないかと思います。例えば世田谷区では、自治体の判断で、育休を継続した家庭についても待機児童とみなしています。結果的に待機児童数はふえてしまうんですが、正しく保育ニーズを把握するという点で実態に近い数字になるのではないかと思います。

私の話になってしまうんですが、私は12年間、派遣社員として働いておりまして、その中で2度、出産で産休と育休をいただいたんですけども、派遣社員の場合、産休と育休中は一度派遣先の企業とは契約が切れるという形になるので、育休復帰後は基本的に別の会社に派遣されることが多くなると思います。そうなりますと、産前と同じ条件、例えば時給にしても、勤務地にしても、産前と同じ条件の企業で働くというのは大変難しく、特に産後は保育園のお迎えがあるので残業ができなかったり、子供の急な病気で遅刻や早退があるという可能性もあるので、どうしても条件としては悪くなってしまいます。そうすると、希望する勤務地でなかったり、産前より賃金が下がるといったことは往々にしてあるんですけども、さらに、職場自体が見つからないということもあり得ます。子育てをしながらになりますので、職場が見つからない、そこで失職してしまうという可能性も生まれてくるわけです。そこでさらに保育園にも入れないということになると、ますます仕事を見つけるのが困難になるという悪循環に追い込まれてしまいます。

また、正社員であっても、育休の継続をすることで昇進に影響があったり、不利な配置がえにつながったりということがあるということは周りの友達からもよく聞いています。世田谷区長の言葉を借りれば、数のマジックにより実際の待機児童数と市がみなす待機児童数に隔たりができてしまうのではないかと思います。

また、いただいた資料によりますと、認証保育園に入所した場合や、私的な理由により空きがある保育園に入所していない場合も待機児童としてカウントしていないんですけども、実際問題として、自宅から保育園が離れている場合や、認証保育所の場合は、近くにあっても保育料が高くて経済的に厳しいという場合もあると思いますので、そういう場合は入所をそこにするのはちょっと現実的ではないと思います。

そういう意味で、こういった場合にも待機児童として市のほうできめ細かい対応をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 待機児童の算定につきましては、先ほども申し上げましたけど、国から示された内容に基づきまして算出してはおりますが、当市は面積が小さいということから、全国的に見ますと、どこの保育

園も通園可能な範囲内に入ると言えるのではないかと考えております。

ただし、しかしながら、それでよしとは考えておりませんで、できるだけ窓口等で個別に相談に乗らせていただきまして、少しでも通いやすい保育施設の提案等、きめ細かな対応をさせていただきたいと考えております。また今後も待機児童ゼロに向けて推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○3番（上林真佐恵君）** この園も可能ということだったんですけれども、私、仲原に住んでますけど、湖畔のほうにしか保育園空きがないって言われたときに、じゃそこに毎日通えるかっていうと、ちょっと実際難しいかなと思います。

また私の話で恐縮なんですけれども、私自身、次女が生まれて生後4カ月のときに、長女を預けていた認可保育園には、途中から認可保育園ってなかなか入れないので、ちょっと自宅から離れてたんですけれども、認証保育園に預けていたことがあります。保育園そのものはとてもすばらしい保育園で満足していたんですけれども、とにかく家から遠かったので、また次女の通ってる保育園と職場からは反対方向だったので、まず次女を預けてから長女の保育園に行つてという、それだけもう40分とか50分、保育園に行つてもいろいろ支度とかありますので、そうすると40分とかかかってしまいました。また、帰りは保育園のお迎えもあるので、仕事が終わらないからといって残業するというわけにもいかず、そうすると、必然的に朝すごく早く家を出ないともう回つていけないということになるんですね。

私はそれでも車通勤だったのでまだいいほうだったんですけれども、同じ認証に預けていたお母さんでは、自転車ですら30分ぐらいかけてかなり遠くから来るという方もいて、その方は職場が都内だったということもあって、朝7時に家を出て保育園に来て、帰りは6時半ぐらにお迎えにくるんだけど、そうすると、家に着くのは7時半に近くなってしまって、そこから食事をさせて、お風呂に入れてとやっていると、結局もう子供を寝かせるのが10時過ぎになってしまうというお話も伺いました。

保育園が自宅から離れてるということは、保護者が大変なのはいうまでもないんですけれども、何よりまだ就学前の2歳とか3歳とか小さいお子さんの発達にとっても大変な負担になってると思います。

そういう意味でも、ちょっと市内どこでも可能というのは現実的ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○保育課長（宮鍋和志君）** 先ほど申し上げましたとおり、全国的に見ると当市はかなり面積が小さいものですから通勤の際に保育園へ通園が可能というふうに判断される事例が多いとは思いますが、それではよしとは考えておりません。窓口等で御相談いただくと、かなりうちのほうで、こちらにとりあえず入園しておいていただいて、転園希望を出していただいて、一番近くの保育園を狙つてはいかがでしょうか、そういうようなきめ細かい相談に乗らせていただいておりますので、そのような形で今現在対応しております。

以上でございます。

**○3番（上林真佐恵君）** 窓口でのきめ細かい対応というのはもちろんぜひやっていただきたいんですけれども、やっぱり既存保育園だけでやってくのがちょっと限界に来ているのかなというふうに感じます。近くに通える保育園が、先ほども申し上げたんですけれども、例えば認証保育園があつても保育料が高かったり、家庭的保育とか小規模保育なんか今結構多くなつてますけれども、赤ちゃんのうちはそういうところがいいと希望される方ももちろんたくさんいらっしゃると思うんですけど、結局また3歳のときに保活をしなければならぬという点もありますし、3歳の壁という言葉なんか最近よく聞くので、やっぱり多くの保護者の方が認可保

育園、それも自宅から通える保育園というところを希望しているのではないかと思います。

いずれにしても、日本一子育てしやすいまちということを本気で目指すのであれば、保護者の満足度を高めるということが必要不可欠ではないかと思います。

保育ニーズというのは、預かってくれるならどこでもいいということではないと思います。私も実際に保活をしていたときは、とにかく預かってくれるんだったらもうどこでもいいやと追い詰められてしまったことがあるんですけども、やっぱりそうではなくて、希望の保育園に入れるということが保護者の方のニーズではないかと思います。希望の保育園に入れず、日々大変な思いで子育てをしている方が、この4月の時点で認可保育園に入れないという方たちが65人もいるということだと思います。この方たちを私的理由ということで待機児童ではないといって切り捨ててしまうのではなく、ニーズに合った認可保育園をつくっていくことが東大和市で子育てをしてよかったという気持ちにもつながるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 認可保育園の増設というのは他の議員からも何年も前から御要望いただいているところでございますが、その都度当市におきましては現状ある16園の体制でいくということとその都度お答えしてきたところでございます。やはり園をふやすことではなくて、既存施設の活用を考えておりまして、例えばこの数年間も、この5年間で見ますと、保育園がふえたのは、昨年平成26年4月に16番目の保育園の玉川上水保育園が新設されたところでございます。これもたしか30年ぶりくらいだったと思いますけれども、そのほかには、建て替え、それから増築等で定員をふやしてきたところでございます。

今後の予定でございますけど、民間保育園で老朽化で建て替えを予定しているところが1園あとでございます。それから、平成26年度中は認定こども園だったんですが、この平成27年度は小規模保育所に変更いたしました施設がございますけれども、平成28年度からは認定こども園にまた復帰をするというような予定もございまして、そちらのほうが整いますと、またさらに定員枠は広がると思いますので、そのような中で対応していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 建て替えなどで定員枠を拡大するというで伺ったんですけども、現在65の方が認可保育園に入れてなくて、今後どれだけ定員拡大ができるのかということもあると思うんですけども、やはりそれだけでは到底不十分ではないかと思います。将来のことを考えてみても、少子化ということが言われてまして、いずれは人口が減少していくから、それまでの間、何とかしのげばいいという考え方ではなくて、積極的に少子化対策を打って出ていくということが自治体にも求められているのではないかと思います。

例えばお隣の小平市では、この数年間で認可保育園を少なくとも6園以上ふやしているんですけども、現在も開所予定の保育園があるということなんですけれども、待機児童は減っていません。

また、これは潜在的に保育園を必要とする方がたくさんおられるということだと思います。リクルートジョブズ社が2013年12月に18歳以上の女性約1万人を対象に実施したアンケート調査というのがあるんですけども、これによりますと、子供がいる専業主婦の方の約8割が働きたいと思っていることがわかったそうです。私の学生時代の友達もほとんど専業主婦の方で、子供が小さいうちは仕事はしないで育児に専念したいという人ももちろんいるんですけども、でもやっぱり多くの方が働きたいけど預け先がない、でも預けるためにはまず仕事がないと預けられないということを言っています。核家族化が進む中で、このアンケートの結果を見ても、また保育園をつくってもつくっても待機児童が減らないという状況、これは小平市に限ったことではないと思いますけれども、そういった現状を見ても、専業主婦の方々の中に潜在的に働きたい、つ

まり保育園があれば預けたいと思ってる方が相当数おられるといえるかと思います。

市はこの件についてどのようにお考えでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 保育施設の整備、子育て支援につきましては、平成25年10月に実施いたしました子ども・子育て支援事業計画をつくるためのニーズ調査を行ったところでございます。その結果によりまして計画を立てたわけでございますけれども、一方で、保育施設をつくれればつくるほど需要を掘り起こす、イタチごっことかよく言われてるところがございましてけれども、先ほども申し上げましたが、この5年間で当市、保育園の新設1園でございますけれども、定員的には350弱ぐらいの定員増が図られたということは、先ほど申し上げたとおり、現在の施設の活用、工夫でそこまで定員増が図られたのかなというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 需要を掘り起こすという御答弁だったんですけども、先ほどから申し上げてるとおり、いかに潜在的ニーズがあるかということだと思います。保育園がないから預けられない、だから仕事にもつけない、収入が十分でないので産めないということにつながっていると思います。子供を持っている方で、本当はもう1人、2人産みたいんだけど、経済的に無理だと諦めている方は私の周りを見ても本当に多くいらっしゃいます。現に長女が通っていた保育園では、3人お子さんがいる方はもう当たり前のように多くて、さらに4人、5人とお子さんがある方も私が知っているだけで5世帯ぐらいいはいます。このように、預け先があって、仕事もあって、経済的に余裕があれば産みたいと思っている方はとても多いと思います。

つまり、保育園が足りないということが少子化の全ての原因とは言いませんが、一つの大きな原因にはなっているのかなと思います。

今市のニーズ調査結果という御答弁があったので、私もこれ見させていただいたんですが、東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書、これを見たんですけども、これを見ても、認可保育園を希望する方は55.4%と最も多い数字になっています。また、満足度と今後の子育ての動向という調査もあるんですが、こちら報告書には認可保育園に預けている方の満足度が満足度5、満足度4と比較的多く書かれております。また、今後の子育ての動向というところを見ますと、こちら報告書には満足度が高い方は今後も東大和市で子供を産み育てたいと回答する割合が高い状況にありますと書かれています。さらに、東大和市での継続な居住には子育て施策が重要になりますが、満足度を高めると東大和市に住み続ける方が多くなることがあらわれていますと書かれています。

潜在的なニーズの高さや、現在認可保育園を希望しながらも入れない方が65人いるということを考えれば、既存施設の定員拡充では対応し切れないのではないか、やはり認可保育園を新設していくべきだという考えになるかと思うんですけども、市の見解をお聞かせください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども申し上げましたが、今後の保育園の待機児童対策でございますけれども、老朽化した既存の民間保育園の建て替え等の施設整備には力を入れたいなと思ってるところでございます。

それから、この4月から子ども・子育て新制度、始まったわけでございますけれども、やはりその中で保育できる施設ということで、認可保育園のほかにも、認証保育所、さらには小規模保育所、それから家庭的保育等も保育施設という中の位置づけになりましたので、そちらのほうのいろいろな施設がございまして、その中において選択をしていただく、またそちらにつきましてもまだ拡充できる部分につきましてはそちらの部分で拡大をしていただくというところで、保育全体のキャパシティを広げていけたらいいのかなと思っ

ておりますので、その辺はまだまだ既存の幼稚園でも保育施設となり得る施設がまだほかにもございますので、その辺が活用ができれば、保育園としての受け入れの拡大にはつながっていくものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 3番（上林真佐恵君） いろいろな多様な施設を拡充されるということですので、その中にぜひ認可保育園も含めていただいて、いずれにしても、児童福祉法24条1項に明記されているとおり、国と自治体には保育園を必要な数だけ整備するという責任があるかと思えます。結局、東大和市で子育てしている方々の保育ニーズを正確に実態に即して把握し、それに応えていくということをするためには、公立を含めまして認可保育園をふやしていくこと、やはり先ほども申し上げましたけれども、保護者の満足度が高いということと、認可保育園を希望される方が多いということを考えましても、やはりニーズに応えるためには認可保育園をふやしていくことが必要だと思いますので、それを強く要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、学童保育の待機児童の現状と対策についてなんですが、学童保育の待機児童対策として、学校の空き教室を使って児童を預かったり、児童館を利用してランドセル来館を行っているとのことで、私も先日、実際に見せていただいたんですけども、児童館のランドセル来館では、ほかの児童が図書室やプレイルーム、何か体育館の小さいような遊び場に行く際に通る通り道というんですかね、そういうところに机を置いて、そこでランドセル来館の子供たちが宿題をしたり、学習をしているというふうになっていたんですけども、これは安全上問題はないのでしょうか。また、宿題や学習をするのに、周りを児童が通るのでちょっと集中できないかのではないかと思ったんですけども、いかがでしょうか。

- 青少年課長（中村 修君） 議員のおっしゃいました児童館でのランドセル来館の居場所ではありますが、学童保育所入所者とランドセル来館の児童を合わせますと、児童館につきましては85名ほどの児童が児童館のプレイルームと図書館等で過ごしております。狭い施設内で工夫しながら児童たちも過ごしております。ランドセル来館の児童につきましては、宿題をする子もいれば、ゲーム等をする子もいます。読書する場合には図書館で、ボール等を使って運動するにはプレイルームという、児童が好きなことをして過ごしております。

議員の見ていただいた場所につきましては、児童が走り回らないように職員が指導しておりますし、プレイルームの入り口2カ所に職員がついておりますので、事故のないように努めております。

以上でございます。

- 3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。ちょっと指導員の方が結構負担になってるのかなというふうに感じたんですけども、またおやつや飲み物について、ランドセル来館は無料ということで用意されていないということで伺っています。また、外遊びについても職員体制が整わないということで、児童館でのランドセル来館の児童は外遊びができないというふうに伺いました。児童館で行っているランドセル来館の場合、児童館には、ランドセル来館の子供たちがいるすぐ隣に学童保育所があって、そこでは、その児童は当然おやつもあるし、飲み物もあるし、外でも遊べてという状況で、片方はおやつもなく、外でも遊べないということで、自分の子供だったらちょっとせつないなと感じてしまったんですけども、この点についてどのような見解なのかお聞かせください。

- 青少年課長（中村 修君） 児童館によって異なりますが、全ての児童が外で遊べるわけではございません。議員の見ていただいた児童館は学童保育所の園庭も狭く、近くに公園はございますが、比較的交通量がある道路でありますので、安全のため公園では遊ばせておりません。ランドセル来館の児童及び通常の児童館利用者

も、一度児童館に来館した場合でも公園では遊ぶことをしておりません。

また、おやつにつきましては、学童保育所は育成料、間食費をいただいて学童保育所内でおやつを出してるところではございます。児童館にはランドセル来館と、また一度家に帰った児童が遊んでるところではございますので、児童を退出することによって児童館の職員が業務上おやつを食べさせることは困難であると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、ランドセル来館と学校の空き教室に今入所している児童の学年ごとの内訳というのはどうなっているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 平成27年6月1日現在でございますが、学童保育所、1年生は335名、2年生は223名、3年生は139名、4年生は42名、5年生は3名、6年生は3名、計745名でございます。

児童館でのランドセル来館の数でございますが、1年生は8名、2年生は42名、3年生は18名、4年生は16名、5年生は2名、計86名です。

教育施設での数でございますが、1年生は6名、2年生は2名、3年生は32名、4年生は4名、計44名でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 内訳、ありがとうございます。そうなりますと、例えば1年生は学校の空き教室、2年生は児童館のランドセル来館というような形になってるかと思うんですけども、そうすると、兄弟で一人は学童保育、一人は空き教室またはランドセル来館という御家庭もあるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 実際でございます。桜が丘児童館以外の児童館につきましては学童保育所が隣接しておりますので、兄弟で学童、ランドセルと分かれてしまうこともございます。きょうだいで一緒に帰ることができるので、保護者の負担が軽減されているとは思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 桜が丘児童館の場合は今はいらっしゃらないということだったんですけども、今後はそういう御家庭も出てくるかと思えます。無料の事業ということなので、どこにも預け先がない保護者にとっては本当にありがたいことだと思いますし、実際、留守番させるよりは安心だという声も聞いていますので、いろいろ知恵を絞って対策をさせていただいているということは、一人の保護者としてもとても感謝しております。

ただ一方では、ランドセル来館ですと5時までということですので、フルタイムでは仕事ができないという声も聞いております。また、きょうだいで、先ほども申し上げたんですけども、一人は学童、一人は空き教室という御家庭の場合、きょうだいで、桜が丘児童館の場合、やはり一緒に帰ってくるのが難しいとなると、例えばそのうちに未就学児の子がいたら、保護者は学校に迎えにいったり、学童に迎えにいったり、さらに保育園に迎えにいったりみたいなことになってしまいますので、いずれにしても、ランドセル来館はあくまで緊急対策ということで早急に学童保育そのものの整備を進めることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨年平成26年7月に国が示しました放課後子ども総合プランというのがございまして、その中を見ますと、今後全ての就学児童が放課後等で安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるように、学童部門と教育委員会と連携をとりまして、まずは学童保育と放課後子ども教室の連携から始めまして、その後、国が求めております一体型の取り組みというのがございます、そちらについて今

後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今一体型という言葉が出たんですけれども、こちら、一体型につきましては定員がなく、大規模化することで、学童保育のように一人一人を丁寧に見られなくなると懸念している声や、実際に一体型を行っている江戸川区では、母親の団体がちょっとやはりもとの形に戻してほしいと訴えているような事実もありますので、一体型についてはこれから検討されるということですが、保護者の要望をよく聞いて大切にしながら、慎重な検討をお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

学童保育の夜7時までの時間延長についてですが、早急に検討されているということだったんですけれども、小1の壁という言葉が有名ですが、保育園は7時までの延長保育を行っているところがほとんどです。学童が6時までとなると、せっかく時短勤務から通常勤務で働けるようになった保護者がまたそこで時短勤務をせざるを得ないということが起きてきます。職場の理解が得られなかったり、キャリアへの道が閉ざされるなどの問題に直面しています。さらに、女性の今半数以上が派遣法の規制緩和等により非正規での雇用を余儀なくされていますので、非正規の場合、勤務時間が短くなることを理由に契約を打ち切られてしまうという可能性もあります。本来ならば、子育て中の保護者が育休や時短制度を使っても雇用条件や昇進に影響しない社会、そして、家族がそろって7時ぐらいには夕食を食べられるというような、当たり前のことだと思いますが、そういう社会にしていかなければならないと思いますが、現状として、残念ながら今はそうなっていません。よって、現状としては、7時までの開所が早急に必要であると私も思うんですけれども、何を解決すればいいのか、また職員体制についての資料をいただいたんですけれども、7時までの開所にあと何名必要なのか教えていただけないでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 本定例会で他の議員からも同様の質問をいただいたところでございますけれども、本年度、平成27年度から学童、3年生までの受け入れだったのを小学校6年生まで受け入れの拡大を行ったところでございます。それに際しまして、昨年平成26年5月にその当時の小学1年から5年生までのお子さんの保護者にアンケートを実施をしたところでございます。その中で、延長希望いたしますかというような項目を設けましたところ、23%の方が延長保育を希望しておると。さらに、その延長保育を希望されている方に何時までを御希望するのかというような設問もございまして、6時半から7時、7時までであればというところで希望された方が92%おったというところでございます。時間延長につきましては、他の議員さんにもお答えしましたが、早急に検討したいというふうに考えてるところでございます。

職員体制でございますけれども、先ほど申し上げた平成27年度から6年生まで受け入れの拡大を行ったところがございまして、そこで職員体制の拡大も図ったところでございますので、そちらにつきましては、ある程度、ほぼ確保ができましたので、その方たちとさらに、延長保育の時間帯も複数体制が必ず必要だと思っておりますので、それで足りるかというのは今後実施に向かって検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 課題について早急に対応を検討していただけるということでしたので、一日も早く解決して速やかに7時までの延長をスタートさせることを強く要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、4番、保育園、幼稚園との連携についてなのですが、現在学童との連携はされていないということなのですが、小学校に比べ、学童はなれるのに時間がかかる子供が多くて、私の子供もまさに今その問題に直面してるんですけども、また学童保育、小学校の入学式の前から、4月1日から通うということや、夏休みの1日保育があるということも考えますと、やはり児童の性格ですとか、集団の中でどういう感じなのかとか、そういうことをあらかじめ学童保育でもある程度把握しておくことが、児童にとってももちろんだし、指導員にとってもやっぱりやりやすいのではないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部副参事（井上誠二君） 保育園等から小学校への情報提供でございます。現在保育園から小学校への情報提供につきましては、就学支援シートと保育所児童保育要録の2種類の情報提供の仕方がございます。

就学支援シートにつきましては、就学児健診の際に保護者に配付され、保護者の希望により家庭での状況は保護者が記入し、保育園では園での状況を記入し、保護者が学校へ提出しているものでございます。また、保育所児童保育要録につきましては、平成20年厚生労働省告示第141号により保育園のガイドラインとして示されております保育所保育指針の中で、小学校との連携としまして、子供に関する情報共有に関して、保育所に入所している子供の就学に際し、市町村の支援のもと、子供の育ちを支えるための資料としまして、保育所から就学先の小学校へ送付されることとされております。

現在狭山保育園におきましても、以上の2種類について就学先の小学校へ情報を提供しているものでございます。

以上でございます。

○青少年課長（中村 修君） 学童保育所につきましては、現在連携のほうは行っておりませんが、入所前に保護者と面談を行っております。なかなか保護者の方も時間をとることができずに4月を迎えてしまうことが多々ございます。入所してから学校のクラス担任等と情報交換は行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 日々個別対応という形なんですかね、小学校とは連携を行っておられて、また今直接学童と保育園、幼稚園という連携はないということなんですけれども、入所前の連携についてもなんですけど、日々の連携ということについても、今長女が1年生になったばかりですので、学童も通わせていただいていますけどちょっと必要性を感じています。例えば学校で、早退するほどではないにしても、ちょっと体調が悪いとか、ちょっとしたけがをしてしまったとかということがあったときに、学童にも申し送りをする必要があるという場合もあるかと思えます。しかし、その場合、現在では学校からまず保護者のほうに連絡が入って、その後、保護者が自分で学童に、学校でこういうことがあったみたいなんですけどみたいな感じで連絡するようになってます。

また、保護者の就労の形態が多様化してまして、私もそうなんですけど、週に何回かは学童をお休みさせる日があるみたいな場合に、特に1年生の1学期だと、子供自身がきょう自分が学童に行くのか、家に帰っているのか混乱してしまって、学童に行かないかいけないのに帰ってきてしまったりというようなこともよくあるというふうに伺っていますので、これは例えばなんですけれども、学童の連絡帳を例えば学校の担任の先生に見ていただくとか、具体的なことについては保護者にとっても、保護者の方たちの希望もあると思いますので、今後具体的に検討していただきたいと、連携の内容については具体的には保護者の方の意見を取り入れてほしいと思うんですけども、連携そのものについては今後ぜひ具体的に検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。



○子ども生活部長（榎本 豊君） 情報の共有、連携というので必要だということは認識しておりますけれども、しかしながら、学童だけでは決められることではございませんので、今後どのような連携が必要かということ  
を教育委員会、それから保育園、幼稚園等と連携をとりまして、今後調査、研究してまいりたいというふうに  
考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 連携の必要性ということで御認識いただいているということでしたので、今後御答弁に  
もありませんでしたが、保護者を初め、保育園、幼稚園、そして学校と意見を十分取り入れながら、具体的な対策を  
つくっていただくことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、国有地、都有地、市有地などの活用についてです。

御答弁にあったんですけれども、桜が丘の国有地につきましては、時間がないと思います。仕組みとしては、  
まずは地元自治体の意向を聞かれるのではないかとと思うんですが、半年以内に手を上げないと民間に売却され  
てしまうのではと思いますので、無償で手に入れる努力も含めて、急いで利用計画を練っていく必要があるか  
と思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 桜が丘3丁目の国有地につきましては、平成27年6月16日付で市議会議員の皆  
様に情報提供させていただきまして、その中では、まずは北多摩西部消防署の仮庁舎の用地として確保する  
ということで、現在、財務省関東財務局の立川出張所のほうにその要望のお願いをしているところでございまして、  
まず市としましてはその桜が丘3丁目の国有地については借用をお願いするというのが、ここで第一段階で  
はそのような形をとったわけでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 続きまして、向原団地についても活用の見直しが行われるということですし、東京街  
道団地については平成29年以降に都営団地の増設とともに福祉施設などの公共公益ゾーンを設置する  
ということですから当市での検討も急ぐべきと思いますが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在、都営住宅の建て替えにつきましては、東京街道団地のほうにつきまして  
後期建て替え計画を進めていくということで、どこの部分に都営住宅を建て、今後どのゾーンで公共公益施設  
にしていこうかといったようなことを東京都の内部で詰めているというふうに伺っております。そのような中  
で、都市計画変更等、含まれることもございますので、市からも必要な施設といったようなところでは、こ  
ういったものが市に足りていないといったような言い方をしながら協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 必要な施設ということですので、今市内に不足している施設の状況などを考慮して、  
市民の必要に応じて計画を立てるべきだと思うんですが、市の認識している必要な施設というのは、具体的  
には検討されているのはどのような施設なのでしょう。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほど市長のほうも答弁差し上げましたが、全体的な政策等を考えた中でも、  
市内に土地の利活用をした中で不足している施設ということになりますと、やはり運動関係の施設、それと、  
福祉関係はいろいろな施設ございますが、福祉関係の施設ではないかというふうには政策サイドでは考えてお  
ります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 済みません、先ほど御答弁いただいたのにまた聞いちゃったんですけれども、運動施

設と福祉施設について、具体的にどういったものを検討しているのか教えていただけますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 具体的にどの施設がどのくらいということを示す前に、東京都が事業者といたしまして活用をするというプロジェクトをこれから立ち上げていくというところがございますので、市といたしましても、都が既に方針を出しておりますように、福祉インフラの整備といった中で、考えられるものについては検討していただきたい。また、都がプロジェクトを考える以上、そこで継続して事業運営できなくては支障が出てきてしまいますので、そういったことをきちんと継続性のある事業を展開していただきたいというようなことを市のほうからはお伝えしているというところがございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市内にもかなり不足している福祉施設っていうのは実際あると思うんですけども、例えば特別養護老人ホームの待機者は今のくらいいるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 特別養護老人ホームの待機者でございますが、4月末日時点でこれは制度が改正されて、原則要介護3以上という方になりましたので、現在市でつかんでいる人数といたしましては、要介護3以上の方で171人でございます。それ以外の要介護1・2の方で、特別な理由により特例入所の要件というのを満たした方が一応入所の対象になるんですけども、まだその方たちについては幾つか条件がございますので、各施設ともまだ把握はできていないというような状況でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 171名ということなので、かなり多くの方が待機しているなと思います。また、老健施設の不足について市の認識を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 介護老人保健施設につきましては、現在市内に東大和病院の隣に1カ所ございますが、そこは100床の病床数でございます。第6期の介護保険事業計画の中では、新たに第6期の計画中に135床の介護老人保健施設を整備するというところで計画しておりますので、それにより介護老人保健施設のほうの施設数としての不足の解消を目指してるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。いろいろ不足施設について対策を考えていらっしゃると思うんですけども、先ほども取り上げましたけれども、学童保育についても現在不足していることは明らかですので、国有地、都有地の活用の中でしっかりと位置づけるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほどもお答えしましたけれども、国は子ども・子育て総合プランの中で、やはり学童保育は今後は学校の中で、放課後子ども教室で一体型を全国2万カ所のうち1万カ所でやるということを目指しておるところでございます。それについては今後の検討ということで先ほども申し上げましたけれども、国のほうも一体型につきまして計画上では挙げたんですけど、まだ今後メリット、デメリット等も、今後検討するなんていう大臣のお話が出てましたので、今後どのように示されてくるのかまだわかりませんが、国がそのような方針を示してる中でございますので、国が目指してるものを当市も行わないと補助金等でやはりデメリットが出てくるのかなというところは認識しておるところでございますので、子ども生活部では、やはり学校と一体型でやっていく学童保育施策、そちらのほうを重視していきたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） 学童保育については、国の方針があって、そこに補助金も絡んでくるということがあるかと思うんですけども、一体型については、先ほども申し上げましたけれども、メリットとデメリットをよくよく研究していただいて、同時に保護者の意見も十分に取り入れながら慎重に進めていっていただきたいと思います。

また、認可保育園については、先ほどから何度も御答弁いただいておりますのでもう質問しませんが、やはり日本一子育てのしやすい東大和市を本気で目指すのであれば、やはり保護者のニーズの高い認可保育園をもっとつくる必要があると思いますので、認可保育園の新設については引き続き強く求めていきます。

また、今取り上げた施設のほかにも検討すべき施設があるかと思っておりますので、市民の福祉の向上に役立てるよう求めて、次の質問に移らせていただきます。

④の市有地のところですけども、検討委員会の中で検討していくということだったんですけども、取り壊しが予定されているのぞみ集会所につきましては、少なくとも当面は存続させながら利用者の皆さんとの話し合いを継続させるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） のぞみ集会所でございますが、（仮称）東大和市総合福祉センターの基本計画の中では、その機能を全て総合福祉センターのほうの多目的集会室のほうで担っていくというふうにしておりますことから、現状ではのぞみ集会所については、あそこの使用はもう終了するというようなことで考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） のぞみ集会所については必要であるという、市民団体の方からもお話を伺ってますし、ほかの障害者の団体からも安定した効率的な施設運営をするためには市有地の提供を求める声も上がっています。そうしたことも含め、売却するのではなくて、市民の福祉の向上に役立てるべきではないかと思うのですが、市の考えをお聞かせください。

○福祉部長（吉沢寿子君） のぞみ集会所のあそこの土地は借りておりますので、借用地でございますので、将来的にはあその上は市のお金で除却をして、地主の方にお返しするというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） のぞみ集会所のところについては借用地であるということで理解しました。

ほかに、ただ国有地を含めて、都有地、ほかの市有地に関しましても、引き続き市民からの意見は積極的に取り入れていただいて、市民のために有効活用できるよう引き続き努力されることを強く要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、3番のちょこバスと空白地域へのコミュニティタクシー整備についてですが、ちょこバスのルート変更と運賃値上げ後の利用状況について、いただいた資料と御答弁でも利用者の実績は市の予測値よりも低い数字になっていると。運賃収入についても、運賃の値上げがあってもかかわらず半分ほどになってい

るということだと思っておりますが、このことについて市の見解を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 2月23日、ルート等の変更を行いまして、利用者数、変更前の大体8割から9割程度、それから予測値の大体6割程度という状況になっております。これらの数値は、まだ現状、変更後間もない時期ということもありますので、今後注意深く推移を把握していくと、そういった必要があるという数字だというふうに捉えております。事前の予測には届いておりませんが、1時間に1本確保する、それから駅へ乗り入れるといったような一定の利便の向上は図れたと考えておりますので、今後はさらにPR等に努めまして、利用者をふやす取り組みというのを検討していきたいと思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） やはり運賃の値上げというのはかなり影響しているかと思えます。私も今まではちょこバス結構利用してたんですけども、やっぱり180円かと思うとちょっと二の足を踏んでしまうところもありますので、日本共産党の東大和市議団でちょこバスへのシルバーバス導入ということも申し入れを行ってまでするので、そういうことも引き続き検討していただきまして、続いて2の質問に移らせていただきたいと思えます。

ちょこバスのルート変更で空白地域となってしまったところについて、先ほど勉強会を開いていくということで御答弁があったと思うんですが、具体的に勉強会というのはどういったものなのでしょうか。具体的な内容についてお聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 地域交通を持続可能なものとしていくためには、地域の皆様に継続して御利用していただくといったようなことが必要になります。そういった意味で、地域の機運の高まりといったようなことが必要になりますので、まずは地域の中に入りまして、地域のかかわりが必要な理由といった、そういったことを住民の皆様に御理解いただくような、そういった勉強会をしたいと思えます。

また、あわせて、成功事例といたしまして、小平市のコミュニティタクシーがございますので、そちらのお話もさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） そもそも、ちょこバスが市内の公共交通空白地域の解消を主な目的とし、また高齢者が社会参加しやすくなることを視野に入れて運行を開始したということを考えますと、高齢者の割合が高い地域については市の責任で早急にちょこバスのかわりとなるコミュニティタクシー等を整備するべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、現在市全体の高齢者率、東京街道団地の高齢者率はどのくらいなのでしょう。

○都市計画課長（神山 尚君） 先ほど申し上げましたけれど、地域交通を持続可能なものとするためには、地域における継続的な利用が必要でございます。そのため、地域の方々にやはり主体的にかかわっていただくといった必要があると思えます。その上で、自分たちの地域のバスとして利用していただくんだ、地域で支えていただくんだということが必要ではないかと思えます。清原地域も高齢化が高いということですが、このような趣旨から、やはり清原地域におきましても行政だけで線を引くというのはなかなか困難な状況でありますので、地域の方と協働しながら考えていければと思っております。

以上です。

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、市内の高齢化率について私のほうからお答えさせていただきます。

6月1日現在でございますが、市全体の65歳以上の方の高齢化率は24.96%でございます。そのうち清原地

域の高齢化率につきましては65歳以上が44.15%となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） やはり清原地域、東京街道団地については高齢化が進んでいるということが言えるかと思えます。地域の機運の高まりということをおっしゃいましたが、高齢者の方はなかなか勉強会に参加したい気持ちがあっても参加するのが難しかったり、主体的にというのなかなか難しいかなと思えますので、やはり市が責任を持って、市がリードしてちょこバスのかわりとなるコミュニティタクシー等を整備するべきと考えています。

実際に、東京街道団地の住民の皆さんから直接お話を聞いたところによりますと、病院に通うのが困難になってしまったとか、とても切実な話を伺っております。特に高齢化が進んでいる東京街道団地につきましては、住民の方々の要望を丁寧に聞いて、主体的にやっというのではなくて、要望はもちろん丁寧に聞いて、それに応える形での具体策が必要ではないかと思えますので、実現に向けて早急に対応していただくことを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

4番の小中学校の環境整備についてですが、小中学校の特別教室への冷暖房設置につきましては、日本共産党としましても市議会でも何度も繰り返し取り上げさせていただいていますし、日本共産党都議団も都議会で取り上げることはもちろん、都に直接申し入れ等を行ってきたわけですが、先日、東京都が公立小中学校の特別教室のうち、既に補助対象となっている図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン室に加えて、理科室、家庭課室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室またはそれに準じた教室に対象を拡大しました。対象拡大に伴い一日も早く補助金を活用して、少なくとも対象となる特別教室への冷暖房の設置を要望したいと思います。いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 昨今の夏の暑さを考えますと、普通教室あるいは従前から東大和市で特別教室の一部には冷房化を導入してまいりました。その意味では、他の特別教室にもという声があるのは事実でございますし、私どもとしても、先ほど教育長の答弁にもございましたように、必要性があると認識はしております。

このたび、東京都のほうから補助の要綱で対象となる特別教室が拡大されたということでございます。ただし、補助の充実といいますか——拡充、財政的な支援については従前と同じようでございますので、冷房の設置には本当に非常に多大な経費が必要となりますので、その経費の面、あるいは今後の国や都の動向などもよく見た上で、計画についても反映できるように努めてまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 必要性については認識しておられるということですので、引き続き一日も早い設置を要望したいと思います。

また、教育指導室、用務員室等への冷暖房設置について、現状を教えてください。また、教育指導室というのはどのように使われているのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） まず用務員室についてでございますが、用務員室には扇風機、それからストーブといった備品が設置されております。用務員の作業といたしましては、外部及び内部でそれぞれ作業がございますが、適宜、体調管理、安全管理には配慮していただきながら作業を進めていただいております。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今、教育指導室というふうにお聞きしましたが、恐らく各学校に教育相談室と

いう部屋がございますので、そちらにつきまして御説明したいと思います。

教育相談室は、その名のとおり、お子さんあるいは保護者の方が教育にかかわるさまざまな御相談を、例えば先生あるいは心理の専門職、スクールカウンセラー等に御相談をするための部屋でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、教育相談室というのは常にそこに生徒さんがいらっしゃるというわけではないのでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） おっしゃるとおり、常に児童・生徒がいるという部屋ではございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そちらについては現状、わかりました。

用務員室の環境整備も必要であると思うんですが、用務員の方の平均年齢は幾つなのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 東大和市におきましては、用務員につきましては民間委託しております。そういったことから、年齢のほうは把握しておりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 用務員の方も学校にかかわっていただく方ですし、健康で長く働いていただくためにも、用務員の方の職場環境も引き続き整備していくことを要望いたしまして、こちらについての質問は終わらせていただきます。

続きまして、2番の悪臭がするトイレの改善についてです。

先日、第三中学校の視察をさせていただいたんですけれども、特に女子トイレの悪臭がひどくて、近くの教室までにおってくるぐらい強烈なものだったのでとても驚きました。悪臭というよりは刺激臭というんですか、何かちょっと目がしばしばしてしまうような、大人でもちょっと息をとめてないと気分が悪くなるぐらいのものでしたので、衛生面からも早急な対応が必要かと思うんですけれども、視察の際に同行してくださった建築課長、一緒に同行してくださったんですけれども、実際どのような感想を持たれたのか教えていただけますか。

○建築課長（中橋 健君） 議員のおっしゃるとおり、一緒に今回におきましては三中のほうを見せていただきましたけども、場所によって違いはございますが、一部トイレ、かなり老朽化しておりますので、今までの汚れ等が付着したりしておりますので、におってるところもございますが、たまたまあの日は雨が降っておりましたので、比較的雨が降ったりしますと風も通らなかつたり、湿気が多くてにおいがちょっときつくなるということもございます。そういったことから、あのときは非常にちょっと議員のほうも強くにおいが感じられたのかなと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ちょうど階段を上がってすぐのところにも男子トイレがあって、隣に女子トイレという位置だったと思うんですけれども、本当に強烈なおいで、トイレなのでちょうど目の前にも教室があって、そこにもにおいが行っているのではないかなというほどのものでした。あれだけの悪臭があるとすると、学習にも影響があると思います。耐震を先にやって、その後ということでしたが、直ちに対応すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校施設、経年劣化で使っている中で、環境をこういうふうにしたい、ああいふふうにしたいというのは多くございます。また御要望も多い中で、優先順位というものをつけざるを得ない。そういう中では、やはり東日本大震災で大きな被害が出てしまったというのが非構造部材の部分でございまし

たので、東大和としてはその耐震化に今着手し、そこに全力で環境の整備ということではやっていきたいということでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） いろいろなことをやりたいというふうには思っているかと思うんですけども、先ほど、トイレの床の張りかえということで御答弁があったかと思うんですが、この工事はいつまでに終わる予定なんでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 床の改修工事でございますが、こちらのほうは順次においのきつくなっているところから進めたいということございまして、今のところ、いつまでという計画はございません。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 少しつけ加えさせていただきますと、現在非構造部材の耐震化を最優先ということで今実行しております。そういう中では、トイレの大規模な改修というものはいろいろと要望されてきております。私たちも震災の前は、学校の躯体の耐震化が終わった後というふうにも考えてたこともございましたが、繰り返しになりますが、今は非構造部材の耐震化が最優先で、子供の安全を守っていくという観点から急いで力を入れているところです。

ただし、トイレについて、やはりにおいが特にきつく感じられるトイレなどもありますので、そういう場合には、決して手をこまねいたり、立ちどまっているわけではなくて、先ほど答弁の中にもございましたように、小規模な改修とはいえ、予算もかかるものがございますが、効果が期待されている床の改修工事あるいは尿石がこびりついたものを専門的な技術で清掃する、そういうことを計画に実行してまいりたいと、そのような姿勢でおります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 計画的にということなんですけども、もう実際始めてるところもあるんでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 平成25年度の最後に第二中学校において尿石除去清掃を行いました。これは一部のトイレでございます。

それからまた、平成26年度には第四中学校において、これも一部でございますが、床の改修工事を行いました。ともに、その後経過を見まして、ある一定の効果が見受けられるということで今後につなげていきたいと思っております。

また、27年度におきましては、第四中学校におきまして効果があったことから予算計上しまして、学校のほうで床の改修のシーターの工事を行ってまいる予定でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、大体1年に1校という感じのスケジュールなのでしょうか。確認させていただきます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 繰り返しになりますが、大規模改修の計画が立てられるころまでの間の何らかの手だてということで、改善策として今2つの工種については考えておりますので、具体的に何年間で今の床の改修工事を終わらせるとか尿石除去を終わらせるという、そういう計画ではなく、本来はやはり大規模改修が非構造部材の耐震化が終了したところに大規模改修に移行していきたいと考えておりますけれども、それまでの間は今の2つの方法でトイレのにおいの改善を図ってまいりたいという、そういうことでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 済みません、そうしますと、非構造部の耐震工事というのはいつ終わる予定なんですか。済みません、御答弁にあったかもしれないんですけど、もう一度教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 外壁の非構造部材ということで今改修工事を行っておりますが、こちらのほうにつきましては平成29年度までの予定で進めております。こちらは実施計画上の数字でございます。

その後は、今年度、内部の非構造部材ということで調査委託が予算計上されておりますので、これに基づきまして発注のほうをいたしまして、その後、その結果に基づきまして工事のほうを進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、具体的にいつまでということがわからないということだと思いますので、そうなりますと、トイレも結局いつになったら、いつになったらというのはあれですけど、具体的にいつからということが明確になってないということではないかと思えます。保護者からもかなりこのトイレの悪臭については要望があるというふう聞いてます。耐震かトイレかというふう二択しかないと迫られれば、保護者としては耐震ということで納得せざるを得ないということはあるかと思うんですけども、だからといって、トイレの問題も後回しにしているということではないと思えます。

中学校の女子トイレですので、思春期の女の子がトイレに行くのを我慢してしまったり、トイレに行きたくないから水分補給を抑えてしまったりということになれば、学習への影響が懸念されるばかりではなく、健康上深刻な問題が出てくる可能性もあります。児童の学習環境を整えるということは学力向上にも大きく影響してくると思うんですけども、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 児童・生徒が学校の生活を快適な環境の中で、また第一に安全・安心な環境の中で過ごすということは非常に重要なことだと考えております。そういう中で、これまで近年を振り返ってみても、まずは学校の躯体の耐震化を行いました。その後はやはり普通教室を中心としたクーラーの設置、そちらも大変要望が強かったものでございますが実現いたしました。いよいよトイレかなという部分でございましたが、非構造部材の耐震化、そちらがようやくここで外壁、特に危険度が度合いが高いだろうということで外壁の改修工事に着手して、今まだ終了はしていないものです。計画では29年度末までに終了させる。それとまた、追いかけるように、今度は非構造部材も種類が多々ございますので、調査をした上でまたそこに優先順位をつけながら耐震化をしていくということでございますので、トイレの改善についても重要な課題だとは認識しておりますけれども、やはり子供たちの生命あるいは健康、そちらに安全・安心という部分で優先すべき課題ということで現在は取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 耐震というのは本当に命にかかわることですので、もちろん必要なんですけれども、こちらも繰り返しになっちゃうんですけども、だからといって、やはりトイレの問題を後回しにするべきではないと思えます。市内の中学校に通う児童が毎日充実した学校生活を送り、健康で学習に取り組むためにも、とりわけ児童が一日を過ごす学校というのは安全であることはもう前提で、衛生的かつ学習に適した環境であることが必要だと思います。市のほうでもトイレのことは重要だというふう認識されているということですので、引き続き一日も早い改善を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。



◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦でございます。通告に従いまして、平成27年度第2回定例会における一般質問をさせていただきます。

まず初めに、4月に行われた東大和市議会議員選挙において多くの市民の皆様の御支援を賜り、初当選をさせていただきました。公明党の立党精神である、大衆とともに、現場第一主義で東大和を元気に、東大和市のさらなる発展と構築のため、全力で取り組んでまいり決意であります。関係各位の皆様には今後大変にお世話になります、御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、初質問をさせていただきます。

まず第1点目、休日保育についてでございます。

①として、休日保育の実施についてお聞きをいたします。

厚生労働省が5月5日発表した出生率は9年ぶりに減少に転じ、1.42となりました。最高の沖縄が1.86、東京都が1.15で最低となっております。日本の人口を維持するためには2.07に引き上げる必要があります。また、15歳未満の子供推計人口は、4月1日現在で16万人減の1,617万人となっております。安心して出産、子育てするためにさまざまな施策が必要不可欠と考えます。

今や、子育て世代の保護者の多くは、共働きにより生活が成り立っているのが現状であります。多様化する社会環境の変化により、日曜日、祝日に就労する保護者がふえてきております。地域の子育て世代の方とお話をする中、休日保育を実施していただきたいとこのことを切実に訴えておりました。児童の健全育成と保護者の就労支援のため、安心して子供を預けられる休日保育をぜひとも実施していただきたいと願うものであります。

ここでお聞きをいたします。

まず、アといたしまして、市としての認識と可能性は。

また、イとしまして、他市の状況は。

ウといたしまして、課題はどのようなことであるか。

2点目といたしまして、東大和市ふれあい広場についてでございます。

1番目といたしまして、東大和市ふれあい広場の活用状況についてお聞きをいたします。

1月22日にオープンして、きょう22日であります、ちょうど半年になりますが、情報発信の場として私は大変に期待をしております。市民の皆様、また他市から来ていただく方に喜んでいただける活気ある場として提供していただきたいと思っております。

そこでまずお聞きをいたします。

アとして、オープン半年間の来場者の状況は。

イといたしまして、今後の取り組みと予定について。

ウといたしまして、PRの仕方は。

3点目といたしまして、芋窪・蔵敷地域の活性化についてでございます。

1といたしまして、交通手段と買い物対策についてお聞きをいたします。

芋窪地域は、ちょこバス廃止により特に高齢者の方の移動手段がなく、日常の買い物に困っているとの声を多くお聞きしております。

アといたしまして、買い物難民対策について、市の考えは。

イといたしまして、芋窪地域のちょこバス廃止の影響について、市の認識は。

また、ウといたしまして、今後の予定と取り組みについて。

4番目といたしまして、公共施設の整備についてでございます。

1点目といたしまして、公共施設のトイレの改善について、小中学校、公民館、集会所、高齢者、子育て世代の保護者より要望が出てきております。このトイレですが、現在洋式のトイレが普及し、和式が利用できない子供が多く見受けられます。我慢をして家に帰ると同時にトイレに駆け込むとの声を保護者からお聞きしております。また、高齢者は、和式は体力的につらいとの声もお聞きしております。洋式のトイレの増設を求めます。

アといたしまして、市の管理している施設のトイレの数、和式と洋式の割合について。

イといたしまして、今後の改修予定はどうなっているのか。

ウといたしまして、におい対策についてでございます。

最後5番目、（仮称）東大和市総合福祉センター西側道路、市道第704号線について。

1番目といたしまして、（仮称）東大和市総合福祉センター開設後の道路の見通しについてでございます。

アといたしまして、開設予定があるのか、ないのか。

イといたしまして、安全対策についてでございます。

壇上についての質問は終了いたしました。再質問に関しては自席にて行わせていただきます。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、休日保育の実施についてであります。子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり実施しましたニーズ調査によりますと、休日保育は重要な子育て支援事業として御希望があるものと認識しております。平成27年度は、年末保育を実施する中でニーズや問題点、課題の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、休日保育の他市の状況についてであります。平成27年度の実施状況につきましては、多摩地域26市中11市におきまして、各市1園程度であります。休日保育を実施しております。

次に、課題につきましては、利用ニーズの把握に努めた上で、それに対応した保育所等の実施体制の整備が今後の課題であると考えております。

次に、東大和市ふれあい広場の来場者の状況についてであります。開業初日の平成27年1月22日から平成27年5月31日までの130日間の来場者の合計数は2,848人となっております。失礼しました、2,842人となっております。

次に、今後の取り組みと予定についてであります。現在休業日は設けずに各種展示事業を実施しております。平成27年度は、これまでと同様に市が主催する展示事業等を継続していく予定としております。

平成28年度の管理運営の方法につきましては、管理運営を希望する団体や個人等を再度募集した上で、東大和市ふれあい広場の効果を高めてまいりたいと考えております。

次に、PRの仕方についてであります。周知の方法としまして、市報、ホームページ及びツイッターにより市民の皆様にお知らせをしております。また、市民ロビーほか3カ所に設置しておりますコミュニティビジョンでの放映も実施しております。

次に、交通手段と買い物対策についてであります。近隣商店等がなく、徒歩等による生活用品などの購入が困難となる方々にとって、バスやタクシーなどの交通手段が確保されていることは重要なことと認識しております。

次に、芋窪地域のちょこバス廃止の影響についてであります。平成27年2月23日のルート変更により、芋窪地域はちょこバスのルートから外れることとなりました。今回の運行見直しは、ちょこバスの利便性の向上と持続可能な公共交通の確保を目的としたものであり、御理解を賜りたいと考えております。

次に、今後の予定と取り組みについてであります。公共交通網を市内全域に張りめぐらすことは困難でありますことから、その地域にふさわしい地域交通について検討が必要と考えております。そのために、地域における勉強会の開催を予定しているところであります。

次に、公共施設の整備についてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。

市の管理している施設のトイレの数につきましては、小中学校は約1,400個の便器がございます。そのうち大便器が約850個設置され、和式、洋式の割合としては、和式が7割、洋式が3割となっております。公民館においては大便器が52個設置され、和式が28個、洋式が24個ということで、割合としては和式と洋式がほぼ半分ずつとなっております。市民センター、集会所、南街老人福祉館においては大便器が111個設置され、和式が47個、洋式が64個ということで、割合としては和式が4割、洋式が6割となっております。

今後の改修予定につきましては、現在のところ、公民館、市民センター、集会所及び南街老人福祉館では計画はございません。

におい対策につきましては、公民館及び市民センターでは換気扇や芳香剤を利用し適宜対応しております。

学校施設につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市道第704号線の（仮称）東大和市総合福祉センター開設後の開通予定についてであります。市道第704号線は市道第2号線桜街道と南の市道第814号線を接続する道路として位置づけられております。その中間で交差します市道第705号線以北の部分の道路幅員が狭く、歩行者等の安全確保が十分に図れないため、現時点では南端部分を道路予定地とし、行きどまりの状態で管理しているところであります。

この道路状況には変化はないため、総合福祉センター開設を機会としました道路の開通は困難であります。

次に、安全対策についてであります。市道第704号線は、沿道に共同住宅が建ち並び、小中学生が多く通学している道路でもあります。市道第705号線以南につきましては、両側に歩道が整備されており通行の安全は確保されておりますが、以北につきましては歩道がないことから、交通安全上注意が必要な道路であると考えております。そのため市では、歩行者通行用の外側線の設置や注意喚起の看板、カーブミラー設置等により安全対策を図っているところであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、学校のトイレ改修の予定について御説明を申し上げます。

まず、大規模なトイレ改修につきましては、東日本大震災後、非構造部材の耐震化が新たな優先課題となりましたため、これらの事業が完了した後に改めて計画してまいりたいと考えております。

また、大規模なトイレ改修までの間のおい対策として、臭気の特に強く感じられるトイレにつきましては、尿石の除去清掃、または床の改修工事を行うことといたしました。順次対策を行えるよう引き続き計画化に努

めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほどの休日保育に関してですけれども、今まで実施していなかったというのは、なぜ実施ができていなかったのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 将来的には行いたいというようなスタンスでおるんですけれども、まず、昨年平成26年の4月に開園いたしました桜が丘4丁目の大開発に伴う、現在は玉川上水保育園となっておりますけれども、そのときに認可保育園の新設の募集を行ったところでございます。現在玉川上水保育園を運営しております社会福祉法人立野みどり福祉会から提案があった中に、新設保育園で年末保育の提案があったことから、まずはそちらで年末保育を実施して、ニーズ等を把握して、その後に休日保育の必要性というのは、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の中でも設問したところ、かなりの高い率で要望があったというところは認識しておりますので、まずは年末に今年度、12月29、30日に2日間行ってみて、そこで今後の予定を検討してみたいというところでございます。

なお、予算につきましては当初予算で計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。年末年始に保育を実施するということですが、実は私も桜が丘に住んでおまして、その地域はかなり新しいマンション、また戸建て住宅が今建っております。要望を聞きますと、開口一番言われたことが「木戸岡さん、ぜひ休日保育を実施してほしいんです。」というのは、他市から越された方が、今まで休日保育があったけれども、東大和市ではない、何とか実現してほしいとの要望で私は今回この質問書を1番目に取り上げました。この年末年始の保育を契機にぜひ実施をしていただきたいなと思います。

これに関しては、保育の詳細なんですけれども、今後計画している、どこの園で対象はとこという部分では、これは計画はございませんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 年末保育につきましては、玉川上水保育園で一回やってみて、問題点等を把握したいと考えておりますが、休日保育についてはその次の段階ですので、実施園等は一切検討してございません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、先ほどの他市の状況についてなんですけれども、市内26市の調査をしたということなんですけれども、実は私もかなり気になっておまして、各市の状況が、3市ほど、福生市、多摩市、昭島市の状況を直接お話を伺いました。なぜ昭島、福生、多摩市ということなのかといいますと、昭島市に関しては当然近隣なんですけれども、特に興味を持ったのが福生市と多摩市なんです。実際は福生市というのは人口は東大和市よりも少ない、でも2園休日保育を行っている。多摩市は高齢化がすごく進んでいる。でも積極的に休日保育を行っているということです。

昭島市は平成7年から、また福生市は平成14年と、また25年に2園で年間利用者が福生市は43名、福生市は子育て世代が減少しているということで、今頭を悩ませるといってなんですけれども、それに対して市としてどうしたらいいかということで、休日保育もしっかりと実施をしてやっていると。多摩市に関しては年間利用者が180名と聞いております。先ほど言いました多摩市は高齢化がかなり進んでおります。しかしながら、平成

25年に多摩市の団地が建て替えとなりまして、500世帯の入居をいたしまして、子育て世代の方がふえまして、休日保育の希望者もふえてきたということで実施をしているようです。

この他市の状況をごらんになりまして、市の認識はいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども申し上げましたが、子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査をおとし、平成25年10月に実施した結果によりますと、日曜、祝日につきましては2割の方が毎回または月に一、二回は利用したいというような結果が出ているところは承知してるところでございます。

まず、その中で、やはり直近のニーズを把握して事業に結びつけていきたいなというふうに考えてるところでございます。まずは今年度の年末に向かいますとニーズがあるのかというような調査を夏に行いたいと考えてるところでございます。これについてはことしの年末、それから一緒にですが、休日の保育についてもニーズと一緒に調査をかけてみたいと考えてるところでございます。その年末保育をやった中で、そこで問題点、課題等を整理いたしまして、休日保育に向けてはどのようなことが必要なのかというのはその後に検証したいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。今回初めてやることですので、しっかりとアンケートも含めてお願いしたいと思います。

実は、休日保育を積極的に進めている事例として、これは遠くなりますけど、北海道の帯広市がございます。平成13年より日曜、祝日の就労者の保護者がふえてきたことから実施をしているそうであります。

この内容と効果についてですけれども、保護者の就労支援でなく、虐待や要支援家族を含め、子育て・子育て支援事業として定着している。そして、ゼロ歳児、障害児も対象としているということで、今後ニーズがかなりふえてくるということで進めている自治体もございます。

先ほど申しましたように、東大和市でも桜が丘地域のマンション、戸建て住宅の新設により子育て世代の方が多く見受けられます。ぜひどうか積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、今後実施するに当たって、課題についてですけれども、どのような課題が考えられますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 休日保育等を実施する場合の課題でございますが、まず一つこういうことがございます。休日保育をするとすると、駅前とか中心部にある保育所がよろしいのかなと思いますが、そのような休日保育を引き受けてくださる事業者があるかどうかということでございます。といいますと、休日保育をするとなると、当然保育士が必要になります。実は現在平日の保育士すらなかなか不足しておりまして、障害児を受け入れる際の加配の保育士等、それから延長保育等の保育士さんを確保するのに非常に各事業者苦勞している状況です。それで今度休日保育まで手を広げますと、今までの保育士さんでは到底足りません。ですので、また新たに新しく保育士を採用するという形になります。そのような形で保育士を採用していただくような体制をとっていただく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。その採用について、特別に何か施策等はございますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 課長のほうからも今保育士の確保、各保育園、それから事業者は非常に苦慮しているということでございまして、今年度当初予算で、派遣会社から紹介を受けた保育士を受け入れた場合に

は紹介料が必要ということで、60万円から80万円必要だということで、市のほうではその60万円の下のほうをとりまして60万円の半分を補助するというような制度を設けたところでございます。これが功を奏しまして、この制度を利用して4月以降採用してる保育園もございますので、また市の独自の施策でございますので、そのような各保育園にまた状況等を把握いたしまして、保育士確保に寄与できるような施策というのは検討していきたいなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） それはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目の東大和市ふれあい広場についてでございます。

先ほどお話ししましたが、1月22日にオープンして半年となりました。

まず初めに、オープンに至った経緯についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 東大和市ふれあい広場がオープンに至った経緯でございます。

平成25年5月9日に玉川上水駅前の商業施設の企画開発を担当する民間事業者より、玉川上水駅北口マンションギャラリーの跡地利用について説明を受けたのがきっかけでございました。その時点では、開発の規模、開発の時期等の詳細は未定でございましたが、商業施設を建設する計画があることがわかりました。

市といたしましては、玉川上水駅前には東大和市の魅力や行政情報を発信する施設がないことから、前向きにこの民間事業者から情報収集を進めてまいりました。この施設を利用することにより、市民や来訪者に対しまして、東大和市の行政情報、市内の見どころ、観光スポットや各市の行事の予定などを伝えることが可能になると考えました。また、公共的な活動を行っている団体などに対し、市から転貸する方法をとり、管理や運営をしていただくことができれば、その団体の活動の支援につながると同時に、地域のにぎわいの創出につながると考えまして、調整を進めたものであります。

以上が東大和市ふれあい広場開業に至りました経緯でございます。

以上となります。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。これは着眼点はすばらしいと思ひます。

先ほど、来場者の人数ということでお聞きをいたしました。この1月から現在まで2,842名ということですが、これは月ごとにばらつきがあります。1日の平均が21名ということで全体的には聞いております。しかしながら、月ごとに来場者が減っている傾向があるようですけれども、来場者をふやすための工夫はされているのでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 東大和市ふれあい広場の来場者をふやす工夫についてでございますが、現在は市が直接運営をいたしておりますので、まず第一には、休業日を設けず毎日開業すること、第二に、庁内各課と連携を図りまして、にぎわいの創出、情報発信に寄与する企画展示を継続いたしております。また、企画展示の期間に空白が生じないように、展示がえの作業につきましては常に開業時間以外に行うことを心がけております。

今後は、来場者をふやす工夫といたしまして、市の直接運営ではなく、来年度、平成28年度から東大和市ふれあい広場を運営する団体や個人等を再度募集する予定といたしております。運営者が実施いたします事業によって来場者がふえることを期待いたしております。

以上となります。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほど言った月ごとにばらつきがあるということでお話をしたんですけれども、この月ごとの3月なんですけれども、3月がふえているんですね。この3月のふえている原因はおわかりになりますでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいま、東大和市ふれあい広場3月の入場者がふえた原因、要因ということについてのお尋ねでございました。

ちょうど3月の実施をいたしました企画展示内容が2つございました。まちフォトコンテスト入選・入賞作品の展示会並びに狭山丘陵で見られる植物・昆虫のパネル展でございます。このうち、まちフォトコンテストの入選・入賞作品展示会においては、ほぼ入場者数がこの開催期間中31人という平均数を出しておりますので、この企画内容が入場者の確保につながったものと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

実は私も今月、来場者を確認したところ、1日少なくて5名、多くて10名、5名から10名今月に入りまして聞いております。実は、玉川上水駅前のロータリーの正面で、私は朝、この1月から通学・通勤者の乗客を1時間当たりの人数を調べてみました。1月から4月までは約1,000から1,050人、それが5月以降は1,300人以上になっております。ということは、人数は乗客の人数もふえているということになると思います。市民の皆様が東大和市ふれあい広場のお話をさせていただくということがあるんですけれども、地元桜が丘の方も、何かできみたい、内容がわからないよというのをよくお聞きいたします。行く行く人は、一度外を見て通り過ぎていらっしゃる方が、私もよく見るんですけども、多く見受けられますけれども、市としてこの認識と原因はおわかりになりますでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 東大和市ふれあい広場の認知についてでございますが、私どもで実施をいたしました企画展の中でアンケートを実施したものがございます。東大和市民の方で御来場いただいた方というのは、やはり近くを通りかかり入場いただいた方がほとんどでございます。そのために、さきに掲げた周知の方法としての通常の媒体、市報やホームページ等ではなかなか認知に至っていないと考えておりますので、今後実際に展示をしております事業等での御案内が近くを通りかかる方に認知いただけるような工夫を考えてみたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。これに関しては後ほどお話をさせていただきたいと思うんですけれども、商工会とか企業または市民団体とのコラボの検討はされたんでしょうか。また今後コラボの予定はございますでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 企業や市民団体とのコラボの検討あるいは今後のコラボの考えについてでございます。

東大和市ふれあい広場の御利用については、駅前にあることから、年中無休で一定の時間開業しておく必要があると考えております。それを踏まえ、市内で東大和市ふれあい広場の運営方法について、市内の関係団体が運営を行う体制を整えられないのか検討を行いました。結果として運営できる状況にないとの結論に至り、民間の提案を受けるための運営者の公募を行っております。

この最初の運営者の公募については実現に至っておりませんが、今後平成28年度の運営者を募集することを予定いたしておりますことから、広く企業や市民団体などからの応募がいただける条件を考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

---

午後 3時54分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど企業とのコラボの話がありましたけれども、これもぜひ積極的に進めていただきたいと思います。市民団体とか、商工会とか、企業とコラボすることによってかなり東大和市のアピールにもなると思いますので、ぜひ積極的に、ただ公募だけで終わらせるのではなくて、さまざまな手段を講じていただきたいと思います。

続きまして、市をアピールする特産品の販売及び野菜直売所の新設の考えはございますか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市民ふれあい広場の活用方法の一つといたしまして、農産物共同直売所の開設について、東大和市農産物共同直売所運営委員会に対しまして昨年お聞きしたことがございます。代表者のお話では、農産物共同直売所を運営するには、会員が交代で営業時間中に販売スタッフとして店番を行う必要があります。既に2カ所で共同直売を運営しておりますので、新規オープンするには人手が足りないため困難であると聞いてございます。

また、会員農家の方はスーパーマーケットにも出荷しておりますために、今以上に農産物共同直売所に野菜を出荷することは困難であると聞いてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私も農家の方にお邪魔しましてさまざまなことを聞きました。先ほどお話ししたように、かなり状況は厳しいということをお聞きしておりますけれども、桜が丘の市民の方から聞くのは、ぜひ農産物、特産物を置いてほしいというかなりの要望がございます。実は、特産物の直売所ですけれども、桜が丘はほとんどないんですね。そういった部分ではかなりの要望がございます。ただ単にこういうことで厳しいからできないということではなくして、何らかの方法があるのではないかなとさまざまな模索をして検討できればと思います。いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 玉川上水駅前の東大和市のふれあい広場、この活用については、いろいろと、スタートしてからいろいろな御意見あるいは情報もいただきまして、現在平成28年度——新年度の公募についていろいろと考えているところでございます。

今お話にございました市内の各団体とも、またいろいろな接触の中でいい方法がないかというものを考えていかなきゃいけないというふうには思っておりますが、なかなか現在の状況からしますと、ふれあい広場の利用については、各団体、個人も含めまして、企業も含めまして難しい状況というのは認識しているところでございますが、次のステップアップに向けていろいろと工夫をしてみたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

東大和市は特産品が数多くあります。例えば先日も一般質問でも出ましたけれども、ひがしやまと茶うどん、多摩湖梨、東京紅茶、東大和紅茶、製茶玉川上水、清酒玉川上水、狭山茶コーラというのもございます。そういった特産品を販売することをぜひ実現をしていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、万が一実現に時間がかかるということであれば、特産品のサンプルの展示をする



ことというのは可能なんでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） サンプルということでございまして、今現状ではそういったサンプル、例えばお菓子、クッキーなんかは山都町、今の喜多方市、そちらのほうに展示していただいているというようなことはございます。

ただ、特産物、今議員のほうからもお話がありましたように、非常に多種にわたりますので、それ全てがそういったサンプルがあるかというとはほとんどないような状況でございますので、まずそういった点、それからやはり置きっぱなしということが果たしてどうなのかというようなこともございますので、なかなかちょっと課題が多いのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 実はさまざまのところでも同じような、ふれあい広場と同等な形で運営をしているところがございます。実際に販売をしてなくても、その特産品をサンプルで置いてやっているところもございます。かなり盛況になっているところもございますので、ぜひそれも検討もしていただきたいと思います。

続きまして、東大和のふれあい広場についての名称ですけれども、名称にした経緯を教えてくださいたいと思います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 東大和市ふれあい広場という名称の理由、経緯でございます。

玉川上水駅の商業施設を借り受ける区画で目指したものが4つございます。玉川上水駅前に人々が集い、にぎわいが生まれる空間となること、玉川上水駅前を訪れた人々がふれあう空間、交流し合う空間となること、東大和市に関連するさまざまな情報が発信される空間となること、東大和市の地域の活性化が図られる空間となること、これらを創造することを考えておりました。

そこで、施設の名称といたしましては、市民、市民団体と行政、市民、市民団体と市民あるいは市民団体が、また東大和市に来られた方がお互いに触れ合う場、交流し合う場となり、東大和市に関連するさまざまな情報が発信される場となることを期待いたしまして決定いたしております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほどの名称の件なんですけれども、市民の皆様がわかりにくいということをお聞きします。玉川上水の駅前に東大和市ふれあい広場があるんです、ふれあい広場という広場というイメージが先行しまして、実際なかなか目につかないといいますか、そういった状況がございまして、

実は先ほども特産品の件でお話をしましたけれども、さまざま工夫をしているところがございまして、先日、5市について、駅前などで実施している店舗に視察に行っていました。

まず町田駅前でございます。町田駅前、心和という心の和、これは昭和59年に市長が身障者の雇用の場として提供して、2年前にリニューアルをして、現在民間が運営をしているわけですが、ここはかなり特産品が置かれまして、野菜の直売もしているんですけども、かなりにぎわっております。

また、先ほど言いました八王子、駅前インフォメーションサービスというのが駅前に、ちょうど北口をおりたところに、小さな、ちょうどふれあい広場と同じぐらいの大きさになります。そこにはかなりさまざまなレイアウトもされまして、特産品も置いてございます。人数的にも1日70名から100名来ておるそうです。観光協会が一応運営をしているということです。

飯能にも行ってまいりました。飯能の駅前にぷらっと飯能というところがございまして、そこは平日8時、休日は7時から、朝からやっているんですけども、平日は1名、休日は2名、休日は多いときは400名来るそう

です。平日は大体30名から80名ぐらい程度来られるそうです。これは市が補助をして観光協会が運営をしております。

お隣の武蔵村山市、これはイオンモールの中にありますけども、これは市の出張所も併設をしております、平均70名、土日は100名以上の方が来られると。

各市状況が違うんですけども、配布物だとか、展示物だとか、レイアウトの工夫がされているんですね。市の情報をアピールする場として活用されております。

それで、全体的に聞くところによると、午前中に来場者が多いということなんです。特に八王子に関しては午前中がかなり、オープンが10時ですけども、オープンのときにいろいろ見にくる方がおられるということをお聞きいたしました。

この点についてですけども、東大和市ふれあい広場の時間の設定ですけども、この経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 東大和市ふれあい広場の開業時間の設定についてでございます。

この今現在の開業時間は正午から午後6時までという6時間でございますが、当初、運営者の公募をいたしましたときにも、年末年始を除きまして年中無休で運営をいただくことを念頭に置き、その運営者の実際に運営できる時間を考えまして、6時間を1日当たり運営いただくところから設定いたしました。

次に、それを市に当てはめた際には、午前の時間帯と午後の時間帯のうち、近隣に大学や高等学校あるいは仕事帰りの方がいらっしゃるであろうということを見越しまして、午後6時までの運営時間を想定し、そこから逆算し正午から午後6時という開業時間を設定いたしました次第でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 12時から18時というこの時間帯ですけども、この市の認識としては、時間帯のどの時間帯が多いとか、そういった把握はしておりますでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） これまでの東大和市ふれあい広場の入場者の時間によっての数でございますが、特に6時間のうちの時間帯に多いという統計はとっておりませんので、把握いたしてございません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今の把握していないということですけども、私、5市見たところによると、ほとんど午前中にかかなり来ているということをお聞きしております。それに付随して、やり方次第では午前中に営業をするというのも手段としてはいいのではないかなと思いますけれども、この時間の変更というのは可能なのでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 東大和市ふれあい広場の開業時間でございますが、ただいま私どもが東大和市ふれあい広場を利用するために貸し主に届け出をしております開業時間、運営時間を正午から午後6時と設定してございます。今後時間帯の変更をする場合には、貸し主に対して開業時間の変更を届け出をいたしまして、それを了解いただく手続が必要となります。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 一応可能ということですね。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 時間の変更でございますが、私どもから貸し主に対し変更の届け出をいたしまして、それを了解が得られた場合に可能と考えます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。私もまた再度調査をした上で、ぜひ時間帯の検討をしていただきたいと思います。

続きまして、ふれあい広場の正面の左手に閉め切りの扉がございます。これは来場者からすると入り口だと勘違いするケースがあるんですけども、これは常に締め切りということで扉は閉まっております。来場者が来ると、ああ閉まっているんだなと思って勘違いをして、まだやっていないと思っている方が数多くいらっしゃいます。私もお聞きしております。これは市の認識はございますか。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) ただいまの東大和市ふれあい広場前の通路の扉の件でございますが、商業施設を、所有者においてこの施設の治安を考慮いたしまして、防犯対策といたしましてデッドスペースを極力少なくするような検討が進められたと聞いております。そのために、今御指摘の通路につきましては、フェンスが閉められ、またその手前にチェーンが張られておりますが、これはその前の、御説明をいたしました、治安、それから治安に含め駐輪を防止するために施設の所有者側で設置をしたものでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これは西武側と交渉して、開閉できるということができないのでしょうか。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) ただいまの開放についての御質問でございますが、今回の東大和市ふれあい広場開業に当たりましてお尋ねしたことがございます。そのときの回答では、先ほどの説明の繰り返しになりますが、デッドスペースを少なくしたい、あるいは無断駐輪を防ぎたいとお考えをお持ちでございまして、今現在は難しいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) それでは、掲示板に入り口はこちらとか、そういった表示もしたほうがいいんじゃないかと思います。実は、駅からおりてきたときにすぐ入る入り口がございますけども、反対側通路がその扉が閉まっていますので、実際には営業してないと思われるケースがすごく多いんですね。そういった意味では、そういった表示も必要だと思いますけど、ぜひ西武側にもお話しをしていただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) ただいまの東大和市ふれあい広場への入り口を示す表示でございますが、これも開業に当たりましてお尋ねいたしました。ちょうど駅のコンコースから階段をおりてきましたところにあります壁にそういった表示物を取りつけができないか、こちらにつきましては、駅の所有する施設について掲示をするということでございまして、金銭の負担が必要になるという回答がございました。

そこで、もう一つ、その対抗策といたしまして、東大和市ふれあい広場の入り口前に何か立て看板のようなものを置けないかということで、今現在は三角形の置き看板を備えることをお認めいただいております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 実際には入り口のところにただポスターみたいな形で表示するだけでも目立つと思いますので、さまざまな工夫をしていただきたいと思います。

この質問で長くなってしまってもいけないので、次に進めさせていただきます。

まず、PRの仕方ですけれども、先ほどオープンに至った経緯、行政の情報、市内の見どころ、観光スポット、各種行事などを伝えることが可能となるお話をされておりました。これはすばらしいことだと思います。

しかしながら、実際に東大和市ふれあい広場の中を見ますと、あいてるスペースがまだまだあります。広報物が不足をしていると私は思います。メンテナンスが必要だと思っております。イメージとインパクトが大切

だと思いますけれども、例えばポスターとか広場内のレイアウトの変更ですね、先ほど言った特産物の展示紹介もそうですけれども、老若男女かかわる企画の展示物、配布物の選定をぜひしていただきたいと。あと、のぼりとか、実際に見たときに、東大和市ふれあい広場はわかるんですけども、さて何だろうという。実際に見たときに、例えば東大和ほっとステーションじゃないですけども、何か名称でインパクトがあるものを表示しないと、このままでは今21名——平均21名と聞いておりますけれども、この6月、私が行っているいろいろお話をしたところ、多くて10名なんです。これはでもやり方次第によっては、20名、30名、40名にもふえていくと思うんです。このやり方次第で必ず改善はできると思います。

先ほど、企業とのコラボということは難しいということでしたけども、今即できることがあると思います。レイアウト変更だとか、先ほど言った広告物、PRの仕方によってできると思います。その点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの東大和市ふれあい広場の中のレイアウトの変更等、今できる工夫については、今年度市が直接運営をいたしておりますので、その中で可能となることを検討し、実践してみたいと考えます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 東大和の魅力を広くあらわせるものにしていただきたいと思います。また、必ずあると思います。私も全力で応援をしたいと思います。東大和を元気に魅力ある情報発信の場として積極的に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でこの質問は終わりたいと思います。

3点目の芋窪・蔵敷地域の活性化についてでございますけれども、ちょこバス廃止に伴い買い物環境の整備改善を求める市民の声が多くなっております。

そこでお伺いをしたいと思います。

移動販売とか農産物直売所があれば便利だと思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 移動販売につきましては、芋窪地区の方に確認いたしましたらば、現在移動販売車は来てないということでお話しを承っております。

農産物直売所に関しましても、芋窪地区には現在5カ所ほど直売所がございます。朝どれの直売所で市民の皆様人気のある販売形態でございます。

それから、市内17名で組織いたします農産物共同直売所運営委員会におきまして、市内2カ所で直売所を開催してございます。市内で50カ所でございます。失礼いたしました。市内で50カ所の直売所がございます。芋窪地区につきましては5カ所、蔵敷地区では3カ所でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今お聞きしたところによると、芋窪が5カ所、蔵敷が3カ所ということですが、かなり小規模で、市民の皆様が直売所に行っても、朝すぐ品切れをしてないということをお聞きしております。合同直売所の新設の予定と可能性についてお聞かせください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 芋窪地区の共同直売所の新設の関係でございますが、なかなか、農家の方は庭先でいろいろ直売を行っております。家族の方が店番を行ったりしておりますので、新たに共同直売所を設置するのはなかなか難しいと。農作業を行っておりますので、なかなか新しい直売所、共同直売所の新設は難しいと承っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 厳しいということの状況、先ほどもお聞きしましたが、以前、上北台に野菜の直売所がございました。皆さんすごく喜んでおりました。いつのまにか閉鎖をされてしまいました。経緯についてお尋ねをいたします。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 上北台の共同直売所につきましては、平成25年12月末に閉鎖されました。土地の所有者との賃貸借の契約期間が満了したためと聞いております。

上北台共同直売所で野菜を販売していた会員の方が、平成26年6月にオープンいたしましたJA東京みどり農産物直売所みどりつ子仲原支店に現在野菜を出荷しているということでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 仲原に行ったということで、逆にこの直売所は芋窪地域にしてほしかったなとすごく思うんですけども、以前、蔵敷、芋窪にもコンビニがありまして、また芋窪にはスーパーも小規模でもありました。現在は本当にごくわずかで買い物がしづらくなっております。商店街の活性化についてお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 商店街の活性化でございますが、芋窪地区、今現在お店の数が少なくなっております、なかなか厳しい状況でございます。市といたしましても、芋窪の商店街等に申告ありますので、そちらのほうに市の補助金といたしまして新・元気を出せ商店街活性化事業がございますので、そちらのほうを通しまして活性化のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひ積極的にお願いしたいと思います。先ほどありました直売所以外の移動販売ですけれども、移動販売というのは可能ではないのでしょうか。

○市民部長(広沢光政君) 移動販売の関係でございます。原則的に、移動販売に関しましては、御質問者も御存じかと思っておりますけれども、事業者が企業活動として行っているというケースがまずほとんどでございまして、先ほどちらっとお話がありました芋窪関係の、かつて、恐らく引き売りといいますか、そういった移動販売が来ていたというふうに私も聞いておりますけれども、そちらのほうも恐らく事業者さんが御自分で仕立てた事業所を持って移動販売をしていたのかなというふうには考えてございます。

そういうことからしますと、市内の事業者の方の中でまず移動販売をしている方がいらっしゃるかどうか、それからあとは企業活動という形になりますので、それがもしオーケーだとしても、それがペイするものなのかどうかというところがなかなか難しいかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) それも含めて検討をぜひお願いをしたいなと思っております。

続きまして、芋窪地区のちょこバス廃止の影響と市の認識ということですが、以前、他の議員も一般質問で出されておりますけれども、芋窪地区のちょこバスが廃止になった経緯をお聞かせください。

○都市計画課長(神山 尚君) 今回の改正でございますけど、平成21年の見直しによりまして、利用者離れの要因、これを検討しました。その結果、長大ルート、これをコンパクトにして1時間に1本の便を確保する等、そういったことを目的としています。今回の改正はそういったことを目的としております。コンパクトにするという検討の中で、余り利用されていない区間については再考させていただきましたということになります。

また、利用者数が少ない地域につきましては、バス車両ではなくて、地域にふさわしい運行形態といたしま

して、例えばコミュニティタクシーのような小型車両の運行を検討したほうがよいという、そういった考えも  
ございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) それに伴ってですね、これも出てると思いますけれども、武蔵村山のMMシャトル  
の駐車場が芋窪にございます。上北台駅まで無人で走らせています。乗り入れをぜひしていただきたいと思  
いますけれども、可能性についてお聞かせください。

○都市計画課長(神山 尚君) 武蔵村山市のMMシャトル回送便でありますけど、回送便を営業運行するた  
めには、やはりこれ、国から認可を得る必要がございます。また、正式な運行になりますと、武蔵村山市内のM  
Mシャトル、こちらのほうの運行計画にも影響を及ぼすというふうに考えております。さらに、運賃体系が異  
なるといったようなこともありますんで、なかなかちょっと厳しい課題があるかなというふうには考えており  
ます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 前回第1回の定例会で、都市建設部長よりこの件に関して、行政界を挟む双方の市  
民の方の利便性につながるというふうに考えますので、担当部署同士で話を持ちかけてみたいと考えていると  
答弁されておりますけれども、進捗はいかがでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 第1回定例会の後、武蔵村山市の担当部署にこの話をいたしました。それで、  
なかなか以前からそういったようなことで双方でいろんなことを考える必要があるのではないかという話はし  
ておりましたが、やはり今都市計画課長が理由で述べたように、回送運行をそのまま使うことができない、  
また運賃形態が違うということになりますので、そういうところで実現させるためには、新たな交通として考  
える必要があるというようなこともございますので、簡単には、財政負担的なこともございまして進まない。  
ただ、双方で認識としては、お互いの行政界の市民の利便性の向上につながるということもございまして、  
もう少し検討していこうということで話はしております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これに関してはさまざま要望が出てくると思いますので、引き続き検討をお願  
いをしたいと思います。

このちょこバスが廃止されて4カ月がたちましたけれども、市民の反応はお聞きしておりますでしょうか。

○都市計画課長(神山 尚君) ルートの変更の実施に際しましては、市民の皆様からさまざまな御意見をち  
ょうだいております。全ての問い合わせにつきまして居住地確認しているわけではございませんけれど、廃止  
となったことを残念だとする御意見はいただいております。市といたしましては、経緯を御説  
明申し上げ、理解を得られるように努めているところであります。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) かなり本当に困っている方が多く、私のところにも御相談に来ております。

そこで、ちょこバスが廃止になった地域に対する今後の取り組みについて、先ほどもお話を聞きましたけ  
れども、コミュニティタクシーの運行、検討とありましたけれども、先ほど地域における勉強会を開催すると  
伺っておりますけれども、これはいつごろこの地域でされるのでしょうか。

○都市計画課長(神山 尚君) 勉強会の実施の時期についてでありますけれど、来月の7月を予定してあり  
ます。地域についてであります。ちょこバスのルートから外れました芋窪地域、それから清原・新堀地域並び

に地域交通に関する機運の高まりつつある湖畔地域を予定としております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この告知方法はどういう形でされるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 勉強会の告知の方法ですけれど、市報での告知、それからホームページによる告知を考えております。あと、ちょっとまだこれは検討段階ですけれども、自治会のほうにもできれば通じて回覧なりをお願いできればというふうには考えておるところです。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、今自治会がありましたけれども、自治会のほうにもぜひお願いしたいと思います。なかなか高齢者の方はホームページとかという、市報もとってる方、とってない方いらっしゃいますので、ぜひ自治会のほうに積極的に進めていただきたいと思います。

先ほど言いましたコミュニティタクシーの件ですけれども、地域の深まりが進んだ場合、コミュニティタクシーの運行までどのぐらいの期間を要するのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 地域における検討ですけれど、道路構造令などの法的な事項の整理とか、それから道路の幅員等の確認、それからバス停の位置、ルートなどの運行形態、それから地域における利用促進、そういった対策など、多岐にわたっておりまして、相当程度の期間を要するのではないかとというふうに考えております。また、地域における取り組みの進捗状況にも左右されますので、具体的な日程を申し上げるのはなかなか難しいかなと考えております。

参考といたしましてですが、小平市の小川駅を起終点といたします栄町ルートでありますけど、地域における検討を開始した後、おおむね1年半ぐらいで実証運行を開始しているというような状況があります。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 小平の場合もいろいろ勉強会とかそういうものをやられて実現に至ったのでしょうか。おわかりになりますか。

○都市計画課長（神山 尚君） 小平におきましては、コミュニティタクシーを考える会という市民の組織がございまして、主にそちらのほうを中心に検討されたというふうに聞いております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ積極的に進めていただきたいと思いますので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、公共施設の整備についてですけれども、トイレの改善についてでございますけれども、先ほど、市の管理しているトイレの数、和式、洋式の数をお聞きをいたしました。その中で、公民館、集会所、南街老人福祉館の洋式の割合が6割とのことですが、この6割というのは改善をして6割なのでしょうか。洋式がふえて6割なのでしょうか。そのまま変わらずなのでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民センターや老人福祉館のトイレですけれども、それぞれの建った年数が、南街老人福祉館の昭和45年、それから清原市民センターの平成18年までとかなり開きがございます。一番新しい清原の市民センターはもともと全部洋式でございまして、こちらのほうは改修はしてありませんが、南街老人福祉館につきましては、今現在ちょうど半数ずつの割合になっておりますが、ちょっと途中で改修をしてそのようになったかどうかというのは把握してございません。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 6割ということで、和式より洋式が多いということですが、実際には洋式が主流になっております。そういった意味では、ぜひ改修工事を進めていただきたいと思うんですけども。続きまして、先ほど言いました小中学校の子供のトイレ、子供がトイレを我慢しているということを本当に保護者の方からお聞きします。和式が7割、洋式が3割ということは実際には少な過ぎると思うんですね。この割合は、子供の健康を害するおそれもあると思います。また、これは実際にはにおいも影響しております。においがあるから入らない、本当は洋式に行きたいんだけど、洋式が並んでもう入れないということで我慢をしているケースがすごく多く見られます。この状況を、再度ですけれども、どうお考えでしょうか。

○建築課長(中橋 健君) 小中学校のトイレの洋式、和式についてでございますが、子供がトイレを我慢してしまうというような直接的なお話は聞いておりませんが、しかし、現状家庭のほうではほぼトイレは洋式であることから戸惑いを感じている子供もいるのかと考えております。

また、学校では、小学校の入学時に子供が和式便器も使えるように保護者にはお願いしているとも聞いております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど、済みません、公民館の答弁もよろしく願いいたします。

○社会教育部長(小俣 学君) 公民館の洋式への改修の経過でございます。

記録によりますと、中央公民館では、身障者便所を昭和50年に改修をしております。その後、狭山公民館のほうで平成20年、1基、洋式のほうに改修をして現在に至っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。前後いたしまして済みません。

この公民館、集会所ですけれども、今後改修予定がないということですが、これからますます洋式の需要がふえてくると思いますけれども、改修予定がないというのは、今後いつごろなら改修予定があるんでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 先ほど、公民館の改修予定については今のところ計画がないということで答弁をさせていただいたところでございますが、今後利用者からの要望を受けまして考えてまいりたいとは思いますが、公民館は高齢者が多いものですからそういう声が高まった時点で、経費もかかることですから計画をつくれるように努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○市民生活課長(田村美砂君) 新堀地区会館で1件そのような声がありまして、あちらは1階には洋式のトイレはあるんですが、2階にはなく、2階を御利用の方から、トイレに行くのに当たって、洋式トイレを使用するには1階に一々おりにいかなければいけないのでということで、2階にもぜひトイレを設置してほしいというお声が以前ございました。そのときに、参考としまして、和式を洋式に変更するのにどれぐらいの金額がかかるのかということで参考に見積りのほうとりまして、大体30万円ぐらいということでは業者からは聞いております。

また、スペースも洋式トイレにすると少しスペースをゆったり持ったりということで、そういったものも含めて、また施設の老朽化などとあわせながら今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。



○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会とします。

午後 4時34分 延会